

墨書土器にみえる諸痕跡について

荒木志伸

はじめに

墨書土器は、文字を記した主体者・場・時（時代）により、それぞれ意味や目的が異なる。しかし、この大前提は、意外に見落とされがちである。

現在の墨書土器研究は、文字に関する検討は深化する一方で、土器そのものに立脚した分析視点は殆ど見られない。しかし、墨書土器を一つ一つ丁寧に観察すると、様々な特徴が存在することに気付く。それらは土器の用途・使用目的と密接に関連する場合も多く、遺物としての情報と文字内容を総合的に解釈しなければ、墨書土器の真の意味での理解は不可能といえる。

本稿では、文字解釈における可能性も多分に秘める墨書土器の諸痕跡に注目し、その使用形態を探る試みとしたい。

一 検討対象とする墨書土器

墨書土器は一般的には「墨等で文字・記号を記した土器」と表現できよう。本稿ではこの中に、墨書(画)人面土器、朱書土器、習書土器も含める。また、近年墨以外の塗料⁽¹⁾で文字(記号)を記す例が見られるが、これらについても現段階では墨書土器と仮に呼んでおく。ただし、刻書土器・線刻土器・刻印土器については墨書土器の範疇に入れ⁽²⁾ない。また、墨痕という点では土器を硯に転用している場合(以下転用硯⁽³⁾と表現)があるが、これも墨書土器として検討することはしない。

対象とする資料は、七―十一世紀代に属するものとする。

論の展開上必要なため、従来の墨書土器の文字内容に関する成果を簡単にまとめておく⁽⁴⁾。現在、土器に記される文字は、主に次のような内容であると考えられている。

〈人に伝達する意図〉

- A 所管名……官司・官職名、施設名等を記すもの。「厨」銘墨書土器、「〇〇大領」など所属・管理に関わる。
- B 人名……属人器としての用途が想定される。官衙周辺で多出する傾向が強いが、集落にもみられる。
- C 内容物……漆貯蔵具などや薬名を記すもの、「酒杯」など分量を示す場合もある。
- D 方位・方向……建物内等、特定空間での位置、A所属にも関わる。
- E 地名……土器の所属する場の明示、A所属にやはり関わるか。

〈神に伝達する意図〉

F 人名……祭祀の主体者の表示、多文字墨書土器の中に含まれる人名など。

G 内容物……「佛酒」や「甘魚」等。

H 方位……祭祀的な意図を持って方位を記す場合。

〈第三者への伝達を意図としないもの〉

I 習書……文字の上達のため個人的な願いで完結。絵画等も。

以上のように、目的が異なっても、その内容が同じである場合もあり、文字のみでの内容分類は墨書土器研究上有益ではない。⁽⁵⁾ 実際、狭い範囲（土器）に書くという制約下にあつて、文字数は限られ省略（画）して記されるケースが多い。文字はあくまで墨書土器の一要素なのである。

現在、墨書土器研究に欠落しているのは、土器そのものの検討であろう。土器上の様々な痕跡を分析・整理することは、墨書の意味を捉える上で重要な効力を発揮する。以下、文字に関する研究成果を踏まえつつ、こうした墨書土器の属性分析をおこなうことによって、新たな研究法への可能性を模索してみたい。なお、基本的に各図は報告書よりトレースし、遺物は筆者による実測、トレース図で縮尺は $\frac{1}{4}$ である。

二、墨書土器の形態的特徴

まず、土器に観察される様々な痕跡を大きく①破砕状況 ②土器付着物 ③土器の使用状況の三つに分け、それぞれの特徴ごとに、個別に記述していきたい。

(1) 破碎状況 — 打ちかき墨書土器 —

① 打ちかきとは

ある遺跡内において、底部のみで残存し、かつそれ以上他の破片と接合できない墨書土器が大量に出土するケースがある。そのような場合、墨書土器が「打ちかき」されている可能性が大きい。

打ちかきとは、「土器本来の用途（機能）を、人為的圧力により土器から奪う行為」と表現できる。言い換えれば、土器を日常雑器としての食器から、それとは異なるもの（あるいは非日常的な性質を有するもの）に転化させる行為である。これまで打ちかきは墨書土器の観察項目として、その重要性があまり認知されてこなかった。⁽⁶⁾ 顕著な特徴でありながら見過されてきた要因として、土器は廃棄に際して割れることが当然想定され、その形状観察が意味を持つと認識されてこなかったこと、また土器研究は編年作業が主流で、破損率の高い土器は研究対象として扱われない傾向にあったこと等にも拠っていたよう。実際に、土器破砕面から、それが果たして人為的打ちかきに因るものか、廃棄等に際する破損かの断定が難しいことも大きく影響している。

現段階では土器が次のような特徴を有する場合、打ちかきされていると判断したい。土器全体として底部のみを面として残すような形状で残存し、その破砕面には細かく数度にわたって底部から体部を剝離する調整法が認められる。結果的に、そこには通常の土器廃棄時等に起こる欠面とは異なった状況がみられる場合である。⁽⁷⁾ 更に、同じ形状をした資料が多量に出土し、遺跡内で杯身などでは体部との接合関係がないといった出土状況、及び墨書内容や遺跡の性格等の所見が加われば、その確実性は増す。

後述するように、墨書の意味を考える上で、打ちかきは非常に重要な行為といえる。以下、どのような場合に打ちかきされるのか具体的に遺跡をあげ見ていきたい。

② 祭祀的な打ちかき

生石2遺跡は、山形県酒田市に存在する遺跡である⁽⁸⁾。城輪柵跡から約3km南に位置し、その性格としては郡・郷に関連する官衙と想定されている⁽⁹⁾。主要な遺構としては、板塀に囲繞された二区画内に掘立柱建物、井戸、溝が存在する。

当遺跡からは総計五二五点の墨書土器が出土した。注目したいのは「#」墨書土器で、計二五七点出土している⁽¹⁰⁾。その出土状況はほぼ遺跡全域から出土する。筆跡からは何人も書き手によることが推測される。器種は須恵器・赤焼き土器杯・蓋で、それらは四点を除いた他は底部に墨書されている。この「#」墨書土器のうち、50%の一二七点が打ちかきを受けている⁽¹¹⁾。(図1)。

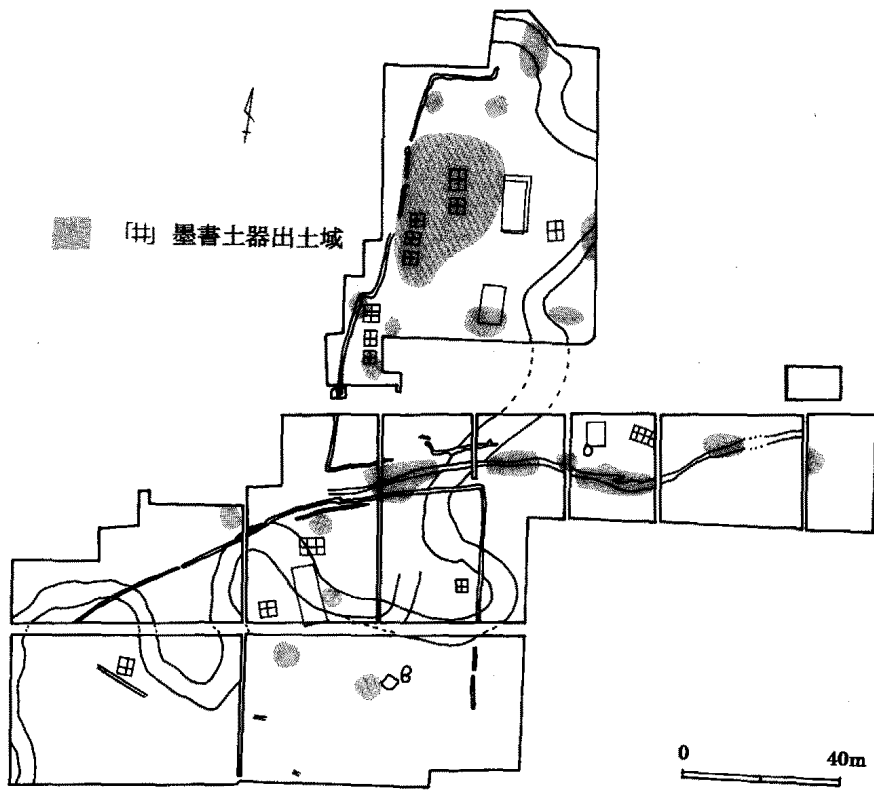
「#」はドーマンという魔除け記号と考えられ⁽¹²⁾、祭祀的な意味を考えるべきものである。他の墨書土器も一文字のものや記号的なものも多く、やはり打ちかきされている例が多い。また、刻書土器も計二七点出土しているが、なかでも「×」は八点あり、打ちかきされていることから、「#」墨書土器と同様の意味を持つものと考えたい⁽¹³⁾。

次に、文字内容とリンクさせて考えるべき好例を挙げてみたい。

浄水寺跡は⁽¹⁴⁾、石川県小松市西南の丘陵上に位置する古代～中世にかけての山岳寺院跡である。その建物配置は国分寺のような定型伽藍を有するものではなく、地形を生かし池を背後に主要建物が並ぶ構造を採る。

遺跡内の大溝から検出された墨書土器は「浄水寺」「南院」「中房」「仁房」等の施設・遺跡の性格に関わるもの、「吉」「富」「集」「玠」「吉来」「吉集」「富集」「天富」等の吉祥句とされるものがある。

墨書土器は内容に関わらず打ちかきされる傾向があるが、特に後者の吉祥句的な墨書土器群の打ちかきされる率は高い(図2)。当遺跡の墨書土器は灯明皿として使用される率が高いことも、その性格を考える上で示唆的である。主要建物群の前面の大溝に、十世紀前半～十一世紀において継続的に墨書土器が投棄されていた。それらは、寺院内の宗教活動の一翼を担う存在として位置づけることができ、打ちかき痕跡もその所産とみることができ。



「井」墨書土器出土分布図

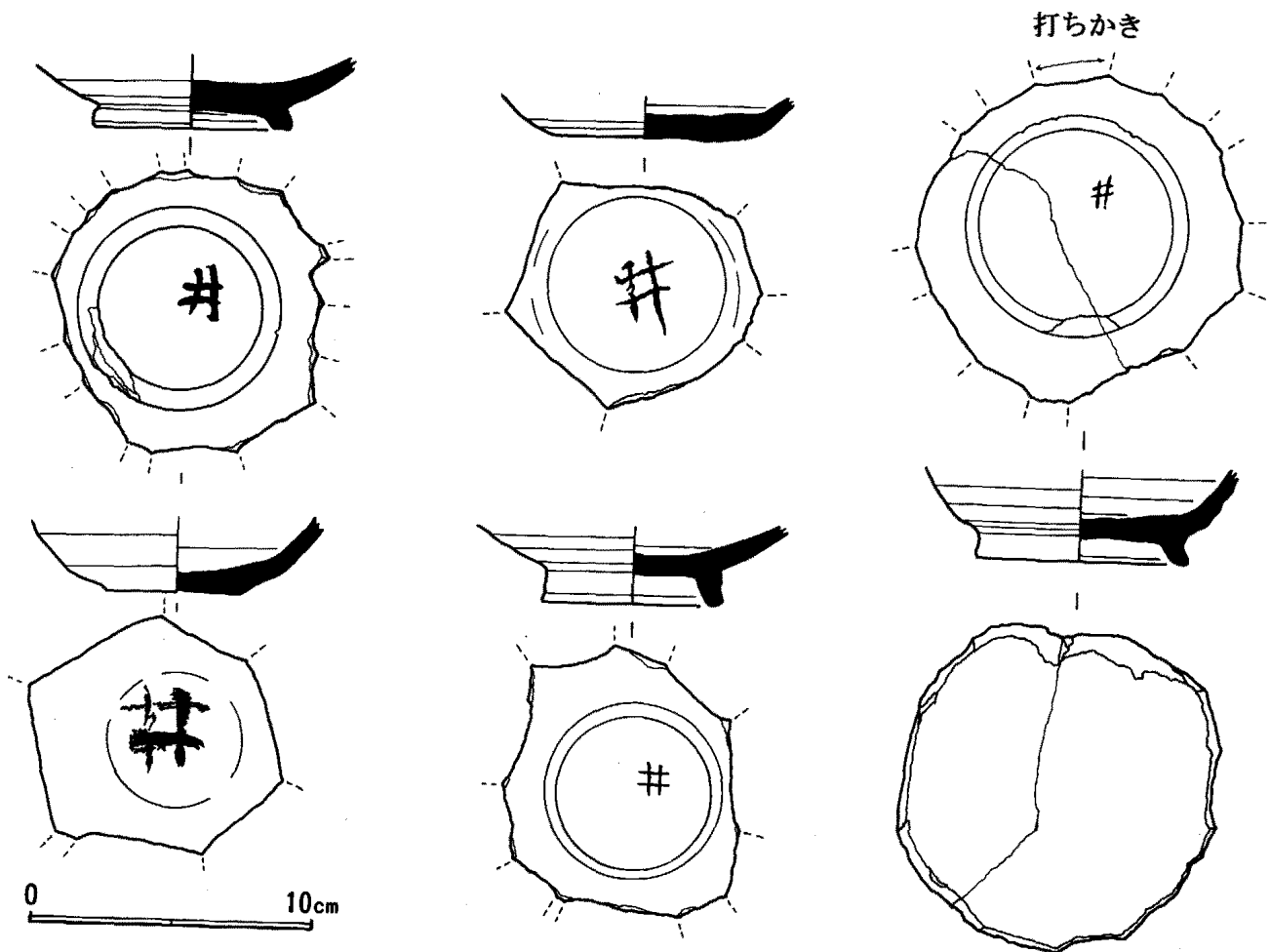


図1 生石2遺跡出土の打ちかき墨書土器

次に一文字のもので、祭祀的な打ちかき墨書土器と考えられる例をあげておこう。

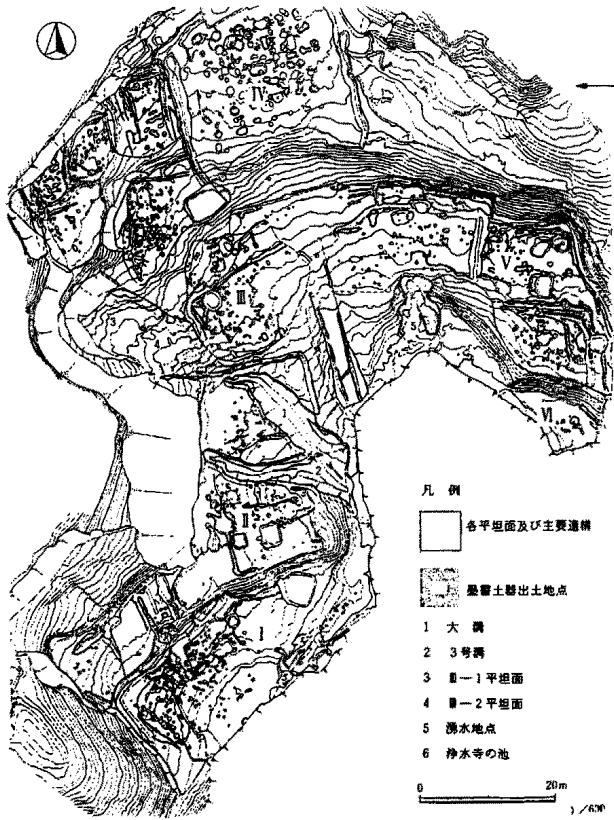
静岡県浜松市に位置する城山遺跡は、隣接する伊場遺跡・梶子遺跡群と合わせ、遠江国敷智郡家に推定される遺跡である。⁽¹⁵⁾「少毅殿」「竹田」「栗原」をはじめとして、総計二五九点の墨書土器が出土した。なかでも圧倒的な数量を誇るのが「太」墨書土器で、計六四点出土している。

「太」墨書土器は、うち23%の十五点に顕著な打ちかきを確認できる。また、打ちかきされないものは完形品率が高く、灯明皿として使用されているものも存在する。「太」の文字は、みな底部に大変大きく記され、かつその墨書は濃い。土器自体も遺跡内にあつて特徴的な一群⁽¹⁶⁾で、高台の付いた碗形の杯で、その器形は偏平に近く、また胎土の色もクリームがかった灰白色である。土器編年観からは九世紀前葉―中葉のものが83%を占めることから、「太」という文字の墨書土器を大量に使う活動に際し、ある特定の時期に一括して遺跡内に搬入された土器群と考えられよう。その経路としては、遺跡内への搬入↓使用（墨書）↓廃棄（打ちかき）という流れを短時間の内に辿ったと推測できる。また、同時期の宝相華文とされる特徴的な記号の墨書土器も五点出土しており、やはり打ちかきされている。

大量の木製祭祀具が出土することを考慮すれば、城山遺跡が祭場としての機能を有していたことを示しており、打ちかき・灯明皿痕跡の認められる「太」墨書土器群は祭祀遺物としての位置付けが必要となろう。

全国的な傾向としては、打ちかきは吉祥句・呪句とされる一、二文字（記号）墨書土器に多くみられる。これらは、文字・形態の双方と出土状況から、祭祀的な性格のものとして捉え得る。文字のみでは吉祥句・呪句か判断しにくい文字でも、九世紀以降の一、二文字の墨書土器は打ちかきを受ける傾向が強いことは、それぞれの文字が、各々の遺跡で同様の効力を発揮していた事実を物語る。土器上の文字が地域を越えて共通することは、その傍証となる⁽¹⁷⁾。

土器を「割る」という行為は、食器としての本来の機能を故意に消滅させるものである。そこには、非日常的な土器の使用方法を想定せねばならない。ただし、打ちかき墨書土器の具体的な使用（祭祀）形態を、そのみで復元することは



浄水寺跡遺構図（報告書より転載）

- 凡例
- 各平坦面及び主要遺構
 - 墨書土器出土地点
- 1 大講
 - 2 3号講
 - 3 Ⅱ-1平坦面
 - 4 Ⅱ-2平坦面
 - 5 湧水地点
 - 6 浄水寺の池
- 0 20m 1/600

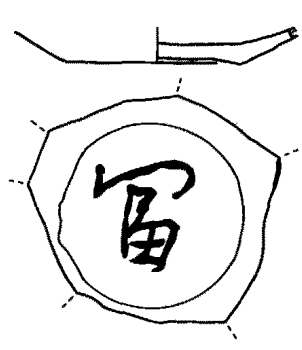
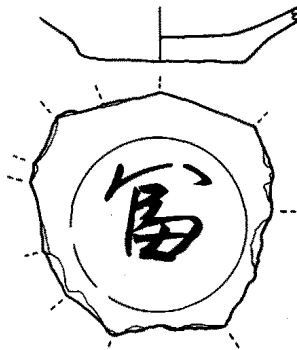
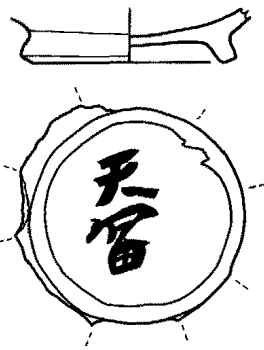
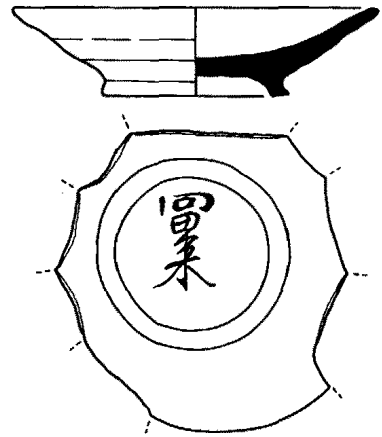
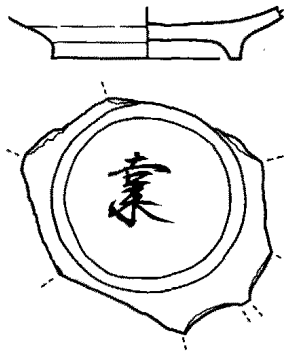
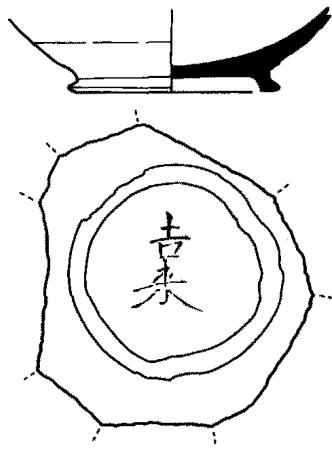
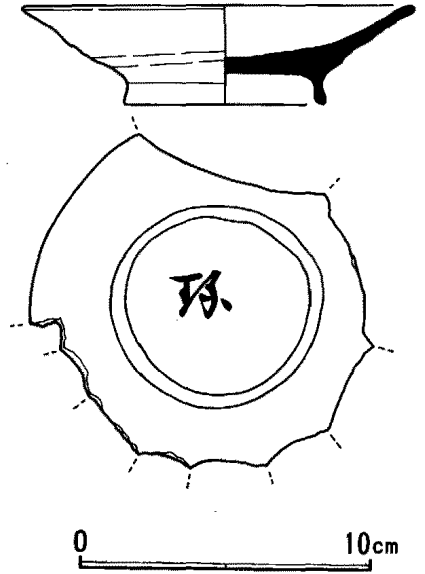


図2 浄水寺跡地出土の打ちかき墨書土器

難しい。その出土状況や共伴遺物・遺跡の性格、及び民俗学的視点からの検討がその解明において有効な手段となろう。
なお、人面墨書土器は祭祀遺物と考えられるが、打ちかき痕跡が認められることは殆ど無い⁽¹⁸⁾。しかし、穿穴が見られるものについては、土器の機能を奪う行為と言ふ点で祭祀的な打ちかき墨書土器に共通した性格を持つといえる。

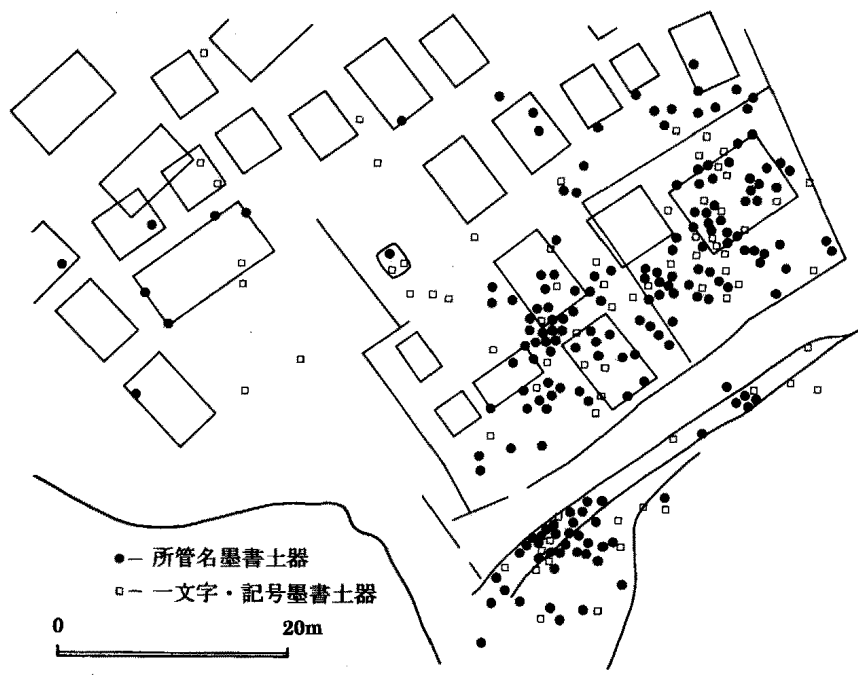
③所属を示す墨書土器（所管名墨書土器）の打ちかき

一方で、文字内容からは、祭祀的な目的を想定しにくい打ちかき墨書土器も確認される。それは主に官衙遺跡周辺から出土し、所管名墨書土器⁽¹⁹⁾と称されるものである。その代表例として、御子ヶ谷遺跡の墨書土器についてみてみたい。

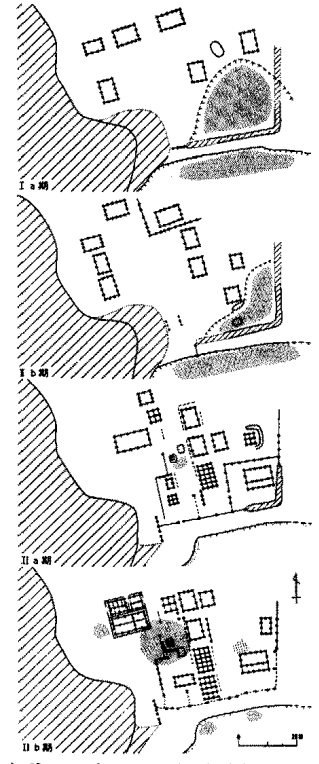
御子ヶ谷遺跡は、静岡県藤枝市に位置し、志太郡家の一郭と考えられている遺跡である。⁽²⁰⁾八〜九世紀代に機能し、その立地条件や遺構の規模からは、郡家の正倉や正庁といった施設よりも、館・厨等の機能を有する施設群がコンパクトにまとまって存在した地域と考えられる。⁽²¹⁾

当遺跡の性格を特定付けたのは大量の墨書土器群であった。総計二六九点出土し、その内容としては、郡名、官職名に関わるものが圧倒的である。文字内容としては、「志大領」（四一点）「志大」（一八一点）「大領」（一二二点）「志太少領」（四一点）「中衛」（一点）、郡名・施設名を記した「志太」（二七一点）「志厨」（一八一点）「志太厨」（一一点）等がある。これらは遺構変遷の中でIb期とされる八世紀後半代に集中している。

それらの文字の記載部位は、須恵器杯身では底部、蓋の場合は内面である。⁽²²⁾通常食器として使用する場合には見えない位置になる。墨書土器そのものの形状は、杯・皿類は底部のみで残存しており、蓋の場合には杯身より細かな打ちかきが認められる。（図3）。文字内容の推定の通り、これらの土器が所属している機関に保管しておく便宜上、文字が記されたとすれば、⁽²³⁾こうした形態の特徴は何を物語るのであろうか。



墨書土器出土状況（内容別）



スクリーンゾーンは墨書土器出土域

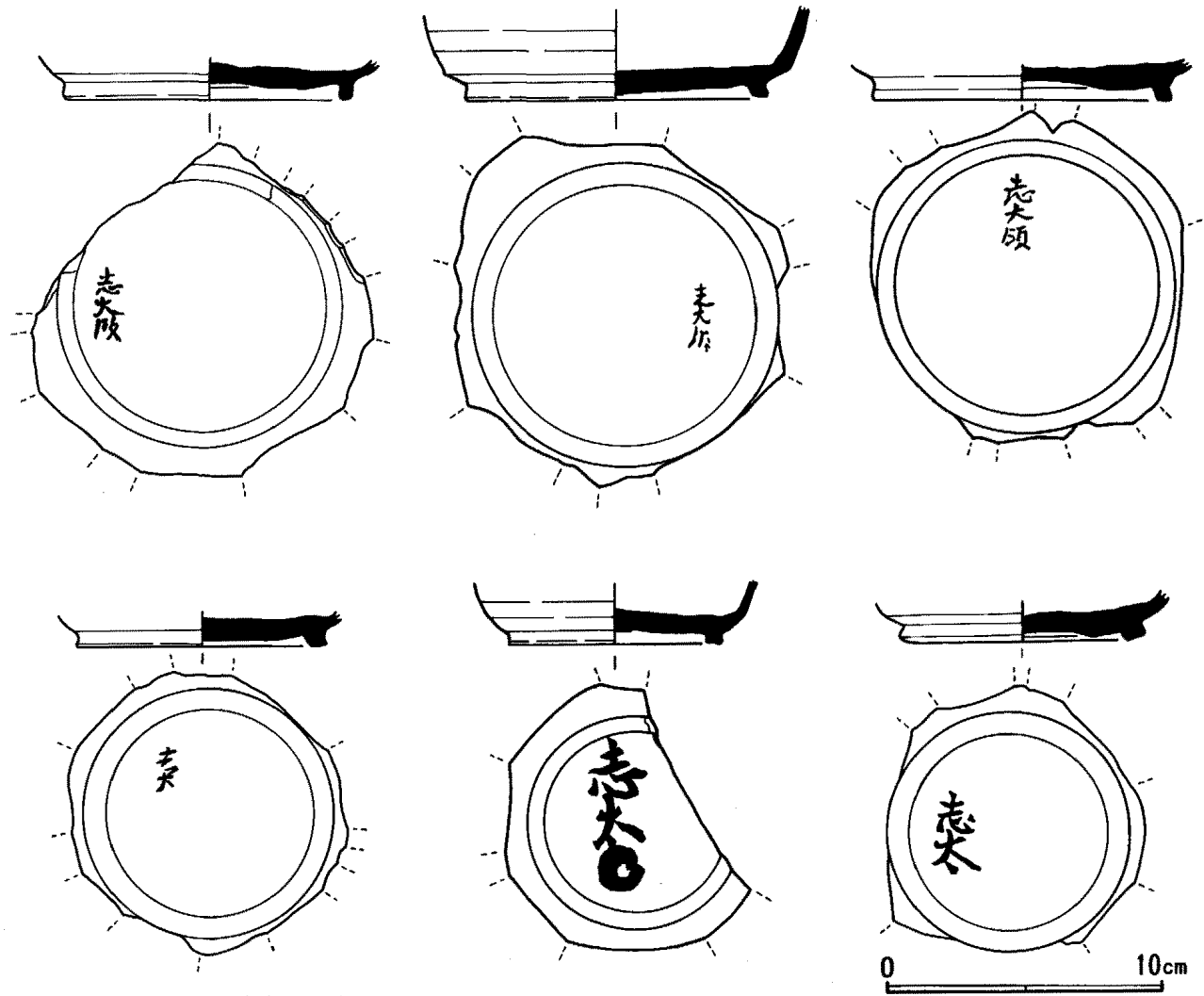


図3 御子ヶ谷遺跡出土の打ちかき墨書土器

(イ) 官衙主催の祭祀に関連する打ちかきの可能性

土器の形態的特徴から単純に、祭祀的な打ちかき墨書土器と位置づけることはできるであろうか。

御子ヶ谷遺跡の大量の所管名墨書土器に祭祀的な性格を想定した場合、幾つかの問題がある。ひとつは、文字内容そのもので、明らかに志太郡家に関わる官衙的な色彩のものばかりである。もう一つは、その出土状況で、大量の土器や生活用具と共に遺跡外へと廃棄されている点である。斎串等の祭祀遺物は若干含まれてはいるが、御子ヶ谷遺跡の性格を祭祀的な場として位置づけるまでの量ではない。また、こうした官衙に関連するような掘立柱建物で構成される施設で祭祀的な墨書土器が出土する場合には、柱穴や堀り方に埋納することが多い。また、灯皿痕跡も所管名墨書土器の中には見当たらない。よって、これらの打ちかき所管名墨書土器の位置付けには祭祀的な用途以外の目的を検討する必要があると考えたい。

(ロ) 官有物としての打ちかきの可能性

その解釈として、次のような案を提示しておきたい。この所管名墨書土器群は、墨書された時点では土器本来の使用形態―食器―としての用途が想定されよう。それは、杯身等の内面に認められる食器としての使用痕跡が所管名墨書土器群に顕著であるためである。更には、これらの土器には何らかの理由により、どの施設から供出されたか明示する必要がある。よって、官衙名・官職名が墨書されることになったのであろう。では、それはどのような場合であろうか。ここで着目しておきたいのは、御子ヶ谷遺跡の墨書土器は「志大領」「志大」「志厨」の様に郡名を明記しており、同様に官職名にも郡名を冠することを特徴とする点である。郡家内その場所で使用する場合には、敢えて郡名を明記する必要は無いはずである。

おそらく、これらの墨書土器は、志太郡家に密接に関連するがその中心部から離れた場で使用するため、本来の所属場所から移動した土器群なのであろう。その用途としては、志太郡家主催の饗宴用食器とするのがまず妥当であろう。饗宴

終了後、御子ヶ谷遺跡で廃棄することが必要とされ、打ちかいた可能性はないだろうか。

饗宴は正庁のみならず、館や関連する施設で行われる場合も多かったと考えられる。志太郡家の官衙的機能は、周辺の地理環境からも分散し設置されていた可能性が高く、また御子ヶ谷遺跡から志太郡家以外の施設名・官職名〔「益厨」〔中衛〕等の墨書土器〕が出土することは、当地が他の機関からの人々も集まる場であったことを物語る。²⁴

(ハ) 共用物としての性格に関わる打ちかきの可能性

(ロ)でも述べたように、古代官衙遺跡周辺で大量に出現する供膳形態の土器群の背景に、官衙の関係する饗宴などの場としての機能を挙げるができる。

御子ヶ谷遺跡の場合は、これだけ大量の所管名墨書土器が出土することに、その特殊性と意義がある。ところで、人々が集結し、ある特定の用途（儀式等）の為に使用した食器群はその場で廃棄された可能性が民俗例等で指摘されている。これは後代のかわらけの使用形態を彷彿とさせるもので興味深い。

(ニ) 墨書内容と打ちかき行為が関連しない場合

文字内容と土器形状がリンクするかどうか、という根本的な問題がある。例えば、後述するように、硯に転用する過程において、土器に打ちかきが為される場合がある。

しかし、御子ヶ谷遺跡の所管名墨書土器は、墨書無しの土器と比較して打ちかきされる率が高く、土器群のなかでも特別な用途を想定すべきである。また、文字そのものが遺跡内の一文字・記号墨書土器に比して薄いものが多く、墨書時点と廃棄時期とは時間をおくと考えるべきで、形状とその墨書内容をまず密接に捉えたい。無論、割れやすい土器底部と体部の間を打ちかき、何か他の用途に転用し、使用した可能性も全く否定することはできないが、転用硯としての使用例はわずかであり、その使用形態については不明である。

以上のことから、現段階では(ハ)との関連を考慮しつつ(ロ)の可能性が尤も高いとしておき、(二)の例も存在した可能性をみておきたい。

各々の官衙に所属する墨書土器が検討できる静岡県を例に、幾つかの所管名墨書土器の打ちかき例に關してみておきたい(図5)。(28)

郡遺跡は藤枝市に存在し、木簡・墨書土器の内容からその性格として益頭郡家に比定される。御子ヶ谷遺跡との距離は僅か2kmで、密接な関係が推測される。(29) 墨書土器は計六七点出土し、その大半である「益厨」墨書土器に打ちかきが認められる(図4)。当遺跡からは益頭郡の隣郡である安部郡からの搬入品である「安厨」墨書土器が一点出土しているが、これには打ちかきが認められない。御子ヶ谷遺跡から出土している「益厨」「益」墨書土器(益頭郡からの搬入土器、それぞれ一点ずつ)は打ちかいていない事実と共通した事実といえる。

坂尻遺跡は袋井市に位置し、佐野郡家とも日根駅家とも推定されている遺跡であり、郷名、郡名、驛家に關連するものをはじめとして四八八点の墨書土器が出土している。郡家に關連する「佐野厨家」「□野□」には、大変丁寧な打ちかきが認められる(図4)。「日根驛家」「日根大」「大上日請驛家」といった墨書土器には打ちかきが認められない。

なお、坂尻遺跡に隣接した官衙遺跡として梅橋北遺跡がある。やはり墨書土器が一〇〇点と大量に出土し、打ちかきが顕著に認められるが、その文字は一字のものばかりで、集落遺跡などに見られるものと共通している。性格としてはむしろ先述の祭祀的な打ちかきとすべきであろう。他の遺跡との时期的な差(梅橋北遺跡は中心時期が九世紀以降)や、祓所的な遺跡の性格を反映したものと考えられる。

先述の伊場遺跡「下厨南」「栗原驛長」「駅長壺」「竹田郷」「布知厨」墨書土器、城山遺跡の「少毅殿」「竹田里」墨書土器にはそれぞれ打ちかきが認められる(図4)。これらの文字はみな細く達筆である。时期的には伊場遺跡のものは八世紀はじめ、九世紀前葉、城山遺跡のものは八世紀中頃、九世紀前葉に属するものである。

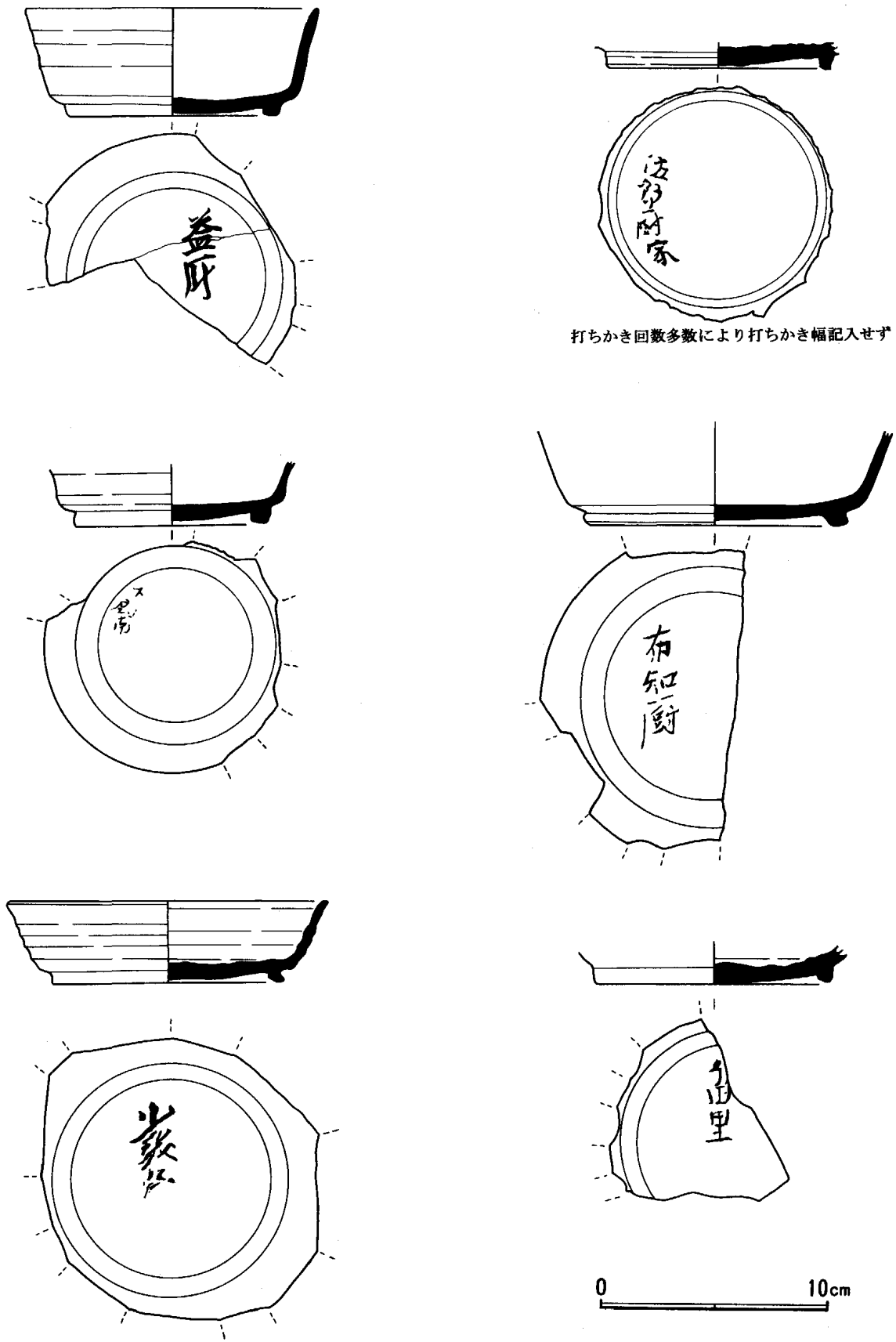


図4 静岡県下の官衙遺跡出土の打ちかき墨書土器

上段 郡遺跡「益厨」、坂尻遺跡「佐野厨家」 中段 伊場遺跡「下厨南」「布知厨」
 下段 城山遺跡「少毅殿」「竹田里」

他県の例では、新潟県八幡林遺跡の墨書土器にも「大領」「厨」「南殿」等に打ちかきが認められる⁽³⁰⁾。また、下野国府の墨書土器の中にも、「介」「国府氷」「寒川厨」墨書土器には打ちかきが認められるものがある⁽³¹⁾。

なお、官衙遺跡に関わる墨書土器の例として、各地で出土する「厨」銘土器について少し述べておきたい。ある。各地で出土するが、これについても、打ちかきされているものが多い。平川南氏も述べるように「厨」を冠する墨書土器は、本来の保管場所からの移動が想定されている⁽³²⁾。ただしすべての「厨」銘墨書土器に打ちかきが見られる訳ではない。その動態範囲は様々で、遠隔地に移動する場合もあれば、遺跡内において本来の所属場所から別の施設に移動することもあったであろう。「厨」と記す動機をその指すところの内容と共に遺跡ごとに追求する必要がある⁽³³⁾。その場合、打ちかき痕跡の有無も移動形態を考察する上での一視点となろう。いずれにせよ、文字資料から即時的に遺跡性格を推定する姿勢に対し、注意を促すものと言える。

こうした所管名墨書土器の打ちかきは、官有物の廃棄を考える上で大変興味深い。出土遺跡の場としての機能と共に墨書土器の意味を考える必要がある必要性を示唆している⁽²⁵⁾。同じ文字資料として、木簡の廃棄は、その移動を想定したかたちで近年論じられている⁽²⁶⁾。移動性を持つ官有物として、墨書土器もその動態を考慮し、文字意味を考える必要があるろう。ただし、墨書土器の場合、文字記載部分を欠損させることが意図されたのではなく、土器としての機能を剥奪することが必要とされた点が木簡と異なる。

官有物と言う点では、都城の墨書土器に関して触れておかねばならない⁽³⁴⁾。平城宮・長岡京出土墨書土器を見る限り、地方出土品に比して打ちかき率は少ない。墨書の本質的な性格・動機が異なるためではなからうか。多数の官衙施設が密集する都城に於いては、その所属を明記し保管するという性格で捉えてよく、その廃棄に際しても打ちかきが必要とはならなかったのだらう。そうした意味で、都城の記号墨書土器については、地方出土のものとは区別する必要がある。遺跡の性格と対応させて線刻土器・記号墨書土器を検討した山中章氏は、それらは非識字層の為に出現してきたものとの説をとる⁽³⁵⁾。

実物を見ると長岡京出土の記号墨書土器は破片資料が圧倒的で接合せず、打ちかき率は低い。つまり、食器として使用された最終段階としての姿として捉えられ、またその出土遺跡の性格も相俟って氏の推測も十分成り立つと思われる。こうした管理を目的として墨書された記号墨書土器は、官有物的な性格とすべき墨書土器群である。所属機関が多数存在する都城特有の墨書土器のあり方であろう。

ただし、都城出土の記号墨書土器に関してすべて同様の性格で捉えるのではなく、より多様な性格を想定すべき必要があらう。都城は各地から人の集結する場であり、墨書土器の性格も書き手の出身地に規制されている可能性⁽³⁶⁾がある。例えば、長岡京左京四条二坊九条の宅地跡においては、「積」墨書土器が出土する。その出土状況を見ても、その使用形態は東国集落の様相に通じる部分がある。同所では東国産の土器が出土している。

なお、平城宮出土の墨書土器に打ちかきが確認される場合があるが、みな一文字・記号墨書で九世紀以降に属することから、祭祀的な性格のものと想定しておきたい。

ところで、人名墨書土器については、官衙的な性格のものと捉えられることが多い⁽³⁷⁾。確かに官衙遺跡周辺において多くなる傾向は確実にある。しかし、地方出土品でも都城のものでも打ちかき⁽³⁸⁾が認められることは少ない。基本的には、その人物が使用するという性格―属人器⁽³⁸⁾―であり、官有物という傾向は少ないためである可能性がある。ただし、これについても一律的な捉え方は慎むべきである⁽³⁹⁾。

④墨書と直結しない打ちかき

打ちかきは、墨書土器を考える上で重要な観察視点であることは既述の通りであるが、ここでは墨書行為に直結しない打ちかき事例について記しておきたい。

神奈川県四之宮下郷遺跡は、「政所」「曹司」「大住」等の墨書土器が出土し、相模国府に関連すると考えられる遺跡である⁽⁴⁰⁾。

当遺跡で注目されるのが、施釉陶器杯群で、これらは打ちかきを受け、転用硯として再利用されている。その形状はこれまで述べてきた打ちかき墨書土器と同じ形状をしている。こうした硯への転用過程は打ちかきの重要な動機のひとつであり、注目したい⁽⁴¹⁾。なお、食器として使用していたものが欠けたことを契機に打ちかき、硯に再利用された場合は、厳密には土器上に見える破砕面が硯に転用するという同一目的のための所産とはならないことになる。

こうした例のほかにも、土器を置物（重石など）や紡錘車に再利用した例がある⁽⁴²⁾。こうしたものに墨書が関連するか否かは個々の検討が必要となる。

土器は耐久材であり、リサイクル過程における加工の一手段としても打ちかき行為を位置づけることができる。特に硯への転用は墨書行為とも密接に関わるものへの転用行為であり、その意味付けには注意が必要である。

⑤ 現代の打ちかき事例から

古代の墨書土器とその打ちかきを考える上で、示唆的な現代の事例を挙げておこう。

奈良県橿原市の久米寺では、現在でも寺内隅において、墨書行為とそれに伴うかわらけ割りがおこなわれている。本堂前面の一郭において参拝者が、かわらけを購入し、その場で割る特別の場が存在する。かわらけは、直径10センチ程で、ピンクを帯びた白色の胎土の土器であり、内側には「厄除」の刻印が施されている。祈願者はその内側にその場に用意してあるペン等で、思い思いの願い事を記した直後、堂の前に用意してある河原石に向かって投げつける。石の周囲は累々とした土器破片の山が築かれている。興味深いことに石は二石存在しており、その願い事の種類によりどちらの石に投げつけるかが決まっている。

古代の墨書土器の打ちかきと直結させることはできないが、幾つかの点で示唆的と思われるので記しておきたい。まず、かわらけを使用した祈願行為はそれを割ることによって完結する。つまり、墨書行為は、その場で総体的に割る行為と密

接に関連するといえる。先に述べた古代の打ちかき墨書土器も、出土する場所はこうした「特別の場」であったであろう。また、筆や墨（現代ではサインペン等の文字を記しやすい筆記具）は、その場を管理する寺側が用意を整えていることがわかる。古代において、筆記具である墨・筆を用意でき、更には土器も大量に調達することのできるのはどのような人々だったのであろうか。それは「特別な場」を管理していた物と同一人物と考えられる。更には、「厄除」の刻印文字は、土器が割るために当初より特注されたものであることを表わしている。このかわらは寺内に搬入された後、短期間の内に食器として利用されないまま打ちかき廃棄されるのである。

また、古代において墨書土器上の文字が稚拙なものと達筆なものがある理由として、書き手が一人でない場合を想定すべきことがわかる。文字も書き手（祈願者）によって様々であったことを示している。

ただし、久米寺のかわらけは破碎後、バラバラの小破片となる。その形状は、本稿で打ちかきと判断しているものと異なる。これは割る行為は共通しながら、むしろ打ちかき行為は考古学的に判断できる以上に多いことを提示している⁽⁴³⁾。

⑥ 小結

打ちかきは古代の墨書土器⁽⁴⁴⁾における大きな特徴のひとつである。しかし、打ちかきの動機は場面ごとに様々である。文字の存在が、打ちかき行為の意味を解明する手掛かりとなることは確実であろう。注意しておきたいのは、打ちかきがどの段階で土器に為されるかは異なり、遺跡・資料毎に検証する作業が必要だという事である。あくまでもそれは土器に見える最終段階の観察所見であることを忘れてはならない。

また、官衙遺跡周辺で出土する所管名墨書土器の打ちかきは、今後その動態の中で意味を考えていく必要があるろう。官衙の中心部ではなく、複合的な性格を持つような遺跡においてむしろ墨書土器が量的に多いのは、土器が移動することに起因するものと考えられる。ただし、御子ヶ谷遺跡に比して、本稿で取り上げた各地方官衙遺跡の所管名墨書土器群に関

しては打ちかき率は低く、同様の解釈が当てはまるかについては今後検討が必要である。

なお、打ちかき墨書土器の器種は杯・皿の場合、特に高台付のものが多く傾向にある。あるいは高台付のものは易損度が高く、打ちかきに適していたことを暗示するのかもしれない。破砕面の観察からも土器外部↓内部へと割った方向が、うかがえる資料が多く、その方法を巡る今後の着眼点としておきたい。

(2) 墨書土器とその付着物

土器に付着しているものは墨ばかりではない。付着物を観察することによって、墨書土器の意味の捉え方は大きく左右される。以下、主な付着物とその位置付けに関して述べていくことにする。

①油煙・煤の付着

(イ) 油煙状の付着物―灯明皿―

墨書土器が大量に出土する遺跡で、タール状⁽⁴⁵⁾の付着物が見られる土器が多く見られる。そのほとんどが油煙で、灯明皿として使用されたものと考えられる。その器種は杯・皿・盤等の供膳形態の土器で、完形に近い状態で出土することが多い。まれに灯明皿として使用したのち、打ちかきする例もある。口縁部には黒色の油煙状物質が付着し、その部分から底部方向へ筋状に流れた痕跡を観察できる。灯心を固定させるために口縁部分が僅かに削ってある場合もある。油煙は土器内面にも外面にも付着する場合があります。また両面に付着するものさへあることから、使用形態にバリエーションがあると予想される。

こうした特徴を持つ墨書土器の文字内容は、一、二文字で祭祀的な内容のものが圧倒的に多い。時期的には九世紀以降に多く、地方でも都城にもみられる特徴である。出土する遺跡の性格は様々である。このことから、当該期の墨書土器の

本質に深く関わる特徴のひとつとして捉えるべきであろう。また、墨書の無い灯明皿が共伴する傾向が強いことから、墨書土器を含め、土器を大量に使用する大掛かりな活動がうかがえる場合も少なくない。

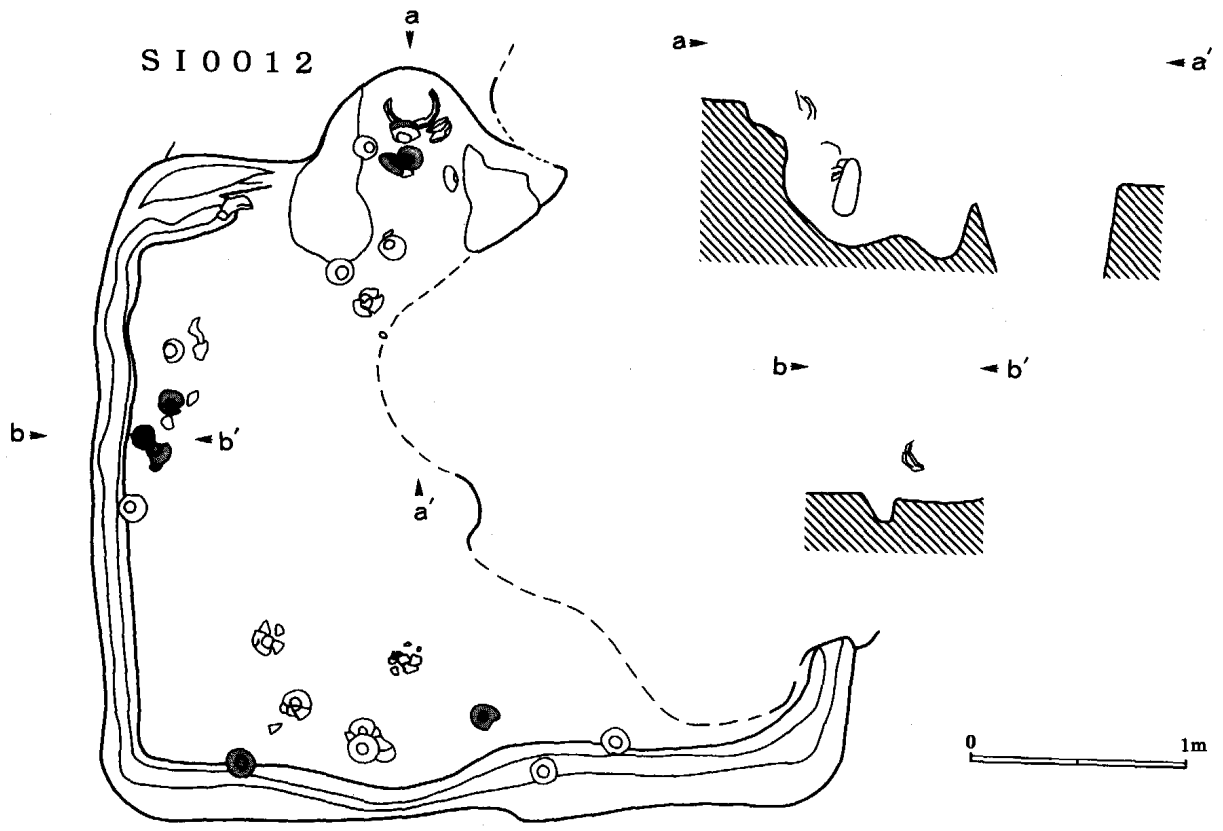
その使用形態を探る試みとして、神奈川県南鍛冶山遺跡の墨書土器を見てみたい。⁽⁴⁶⁾ 当遺跡は、藤沢市に位置する七世紀末～十世中葉にかけての集落遺跡で、計五一点の墨書土器が確認されている。文字は、「廿万」（七七点・「廿」含む）「寺万」⁽⁴⁷⁾「寺」等の「寺」関係（三八点）「一万」（六五点）「中万」（三二点・「中」含む）等がある。

遺跡内において、文字ごとにその出土域がわかれることが判明しているが、それ以上に注目しておきたいのは文字ごとに土器の特徴が明確に分かれることである。「寺」に關係する「寺万」「寺」「寺一万」「寺一」墨書土器は、灯明皿痕跡の認められるものが二点中一五点と約70%に上るのに対し、「廿万」「一万」「中万」墨書土器には「一万」に辛うじて一点油煙らしきものが付着するのみである。また、前者の寺に關係する墨書土器の形状は完形に近く、残存率の良好なものが一九点（約85%）とほぼ全体を占めるのに対し、後者の墨書土器群は破片資料が圧倒的である。

無論、付着物は土器の残存率に規制される特徴である。しかし、このことを勘案しても、遺跡内における「寺」関連墨書土器にみえる傾向は顕著なものと言える。同時に、墨書土器の文字によって土器の形状が異なる事実は、同一の遺跡内であっても同じ視点で文字を解釈することの有限性を提示している。

なお、「寺万」墨書土器を多出したSI0012は、その出土状況から竪穴建物内における祭祀の実態に迫ることのできる好例である（図5）。

次に、建物跡から出土する例として熊本県上鶴頭遺跡の墨書土器をあげてみたい。⁽⁴⁷⁾ 当遺跡は郡家に関連すると推定されている遺跡である。掘立柱建物SB06周辺を中心に、柱穴掘り方やその埋土等から出土する。丹塗りの土師器杯に「正」「大正」「生」「西正」等の文字が記されたものが計六七点出土しているが、そのうち「大正」「生」は灯明皿として使用される割合が高い。破碎断面にもタール付着が観察され、灯明皿として使用の後打ちかきをうけた（あるいは打ちかきが灯



スクリーントーン土器は油煙状物質付着（灯明皿） 墨書土器

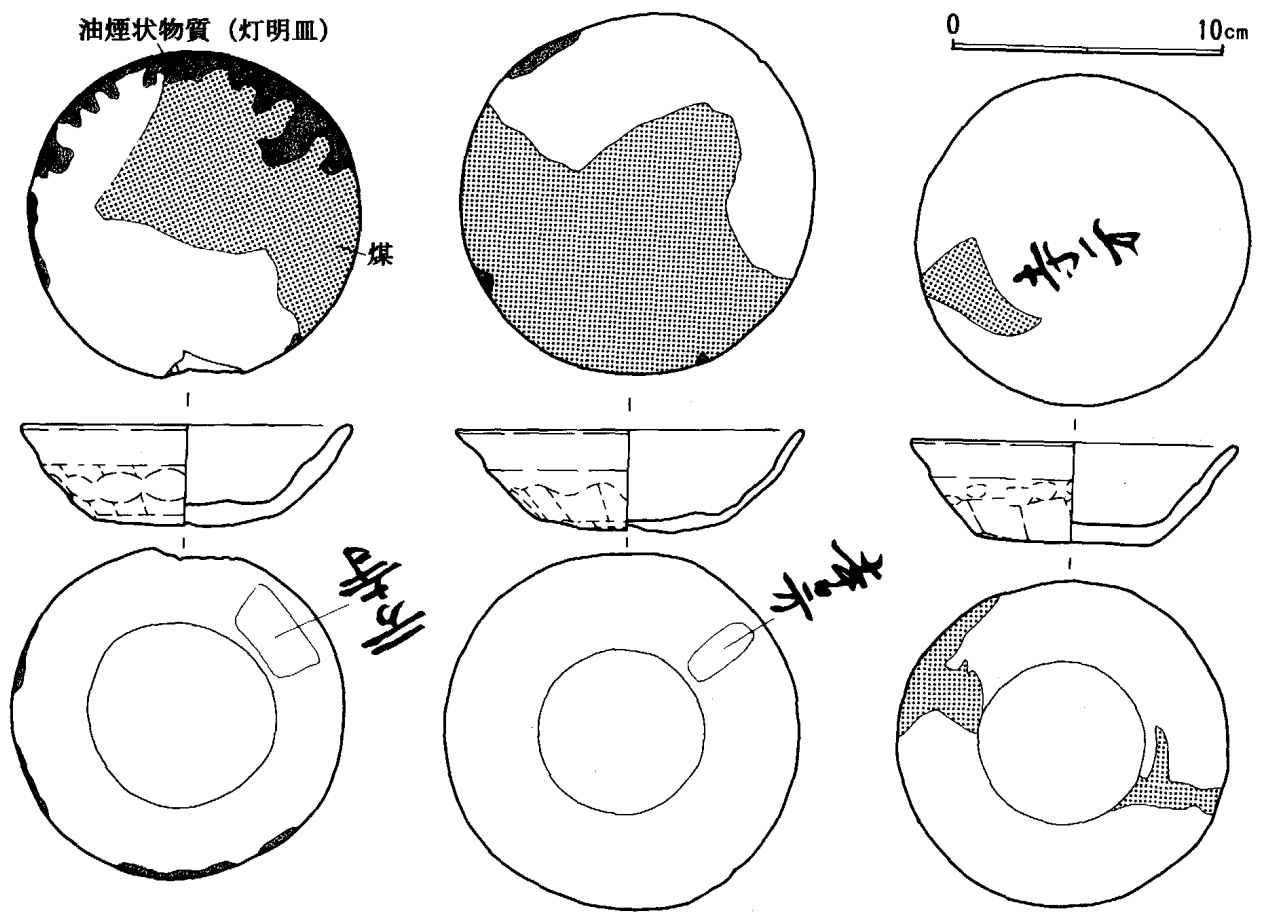


図5 南鍛冶山遺跡出土の油煙・煤付着墨書土器

明皿使用の直後」と考えられるものもある。従来、文字内容は地名や施設名と考えられてきたが、土器の形状観察からは再考の余地がある⁽⁴⁸⁾。なお、文字が解読できていない墨書土器にも、灯明皿痕跡のあるものが多い。

多賀城周辺の調査で、注目すべき成果が挙げられている。高崎遺跡井戸尻地区・山王遺跡東町浦地区では、完形の灯明皿土器が大量に出土し、万灯会が執り行われた可能性が指摘されている。後者の地区において「観音寺」銘の墨書土器が出土している。万灯会とは、懺悔滅罪のために多数の灯明をともし、仏の供養をおこなうものである。時期的には十世紀初頭の土器群で、その背景には当該期に当地を襲った災害の影響があらう。墨書土器には、「大」「生」「田」「玉」「原」等の文字がある。ただし、「観音寺」墨書土器そのものは灯明皿痕跡が無いが、灯明皿と一緒に廃棄されていることは、それに観音寺が関わっていた事実を示しているよう。また、興味深いのは、油煙の付着の仕方に幾つかのパターンがあることで、特に土器内面に繊維状物質の存在する灯明皿墨書土器には特別の使用形態が想定される。

先述した石川県浄水寺遺跡の、吉祥句を記した墨書土器にも灯明皿として使用されているものが多いことも、やはり注目される。特に赤彩された内墨土師器に墨書のあるものは、灯明皿としての使用率も高い。

九世紀～十世紀後半に各地で大溝への墨書土器の大量廃棄行為が見られるようになり、祭祀的な場と考えられるが、こうした遺跡からも灯明皿痕跡の認められる墨書土器が確認される。

福島県上吉田遺跡の墨書土器は、溝から一括出土の四五〇点のうち、灯明皿が六点含まれている⁽⁴⁹⁾。当遺跡の墨書土器は溝に大量に一括廃棄されており、使用痕跡が殆ど認められない。「善」「真」等の墨書土器で、特定の文字が灯明皿として使用されているという傾向はない。また、墨書されていない土器でも、油煙の付着しているものが認められる。当遺跡は祭祀的な性格を有する場と考えられる⁽⁵⁰⁾。このように、大溝から大量の墨書土器が出土する祭祀遺跡の墨書土器には諸々の使用痕跡が認められないのであるが、それでも必ずわずかながら灯明皿痕跡のある墨書土器が認められる。先に述べた伊場・城山遺跡も九世紀以降になると同じ様相が看取される。

(ロ) 煤痕跡

煤痕跡の見られるものや火を受け土器表面がはじけとんでいるような状況を呈する墨書土器もみられる⁽⁵¹⁾。それは、灯明皿の痕跡とは異なっている。やはり、九世紀代の地方出土の一、二文字墨書土器に見られる特徴のひとつとして考えて良い。

宮崎県余り田遺跡⁽⁵²⁾は、九州地域ではまれに見る一六〇点の墨書土器が大溝から一括出土した。それらは四点を除きみな土師質土器の杯・鉢・椀で、底部・体部外面に煤を付着させたものが多数認められる。一見して黒色土器にみえるものすら存在する。当遺跡からは灯明皿として使用された痕跡のある墨書土器や墨書無しの灯明皿が大量に出土し、祭祀的な性格を有する場と考えられる。

また、先述した浄水寺遺跡では、灯明皿使用の墨書土器と同数程度の、煤痕跡のある墨書土器が出土する。やはり、寺院内において何らかの宗教活動に伴い使用されたものと考えて良い。

こうした煤痕跡のある土器は、灯明皿として使用されたものと共伴する傾向が強いことから、その周辺に出現するものとして捉えられるだろう。

② 漆付着

平城宮・京及び、地方の工房的遺跡出土の漆付着土器を検討した玉田芳英氏は、漆付着の墨書土器は杯、皿、盤、壺の器種が認められること、その器種から漆運搬具と考えられる土器上の文字内容（「船木郷漆／□」「美作」など）からは、漆が税の一種として国家の統制下にあったことを明らかにした⁽⁵³⁾。

ここで注意しておきたいのは、土器の中に漆を入れ、墨書した場所と、最終的な出土地点が異なる点である。内容物とあわせて墨書の意味を捉えることの必要性を提示する例である。また、漆の付着した墨書土器の性格としてパレットの杯、

皿、くろめる盤、運搬具の壺の器種があるとしている。

なお、玉田氏も述べるように、黒漆をにつめる工程上で煤付着土器が出るのが考えられ、煤付着墨書土器との共伴関係を密接に捉えねばならないだろう。事実、漆付着土器とタール・煤付着痕跡のある土器が共伴し出土する場合がある。灯明皿か疑わしいようなものについては、タール・煤の土器への付着の仕方を含めてその検討が必要である。

この他にも、大溝に大量に祭祀的な墨書土器を廃棄する例で、中に漆の付着しているものが認められる場合がある。これについては、何らかの祭祀に関わるものなのか、それとも別の段階の痕跡として捉えるべきかは、出土状況などの検討が必要になろう。

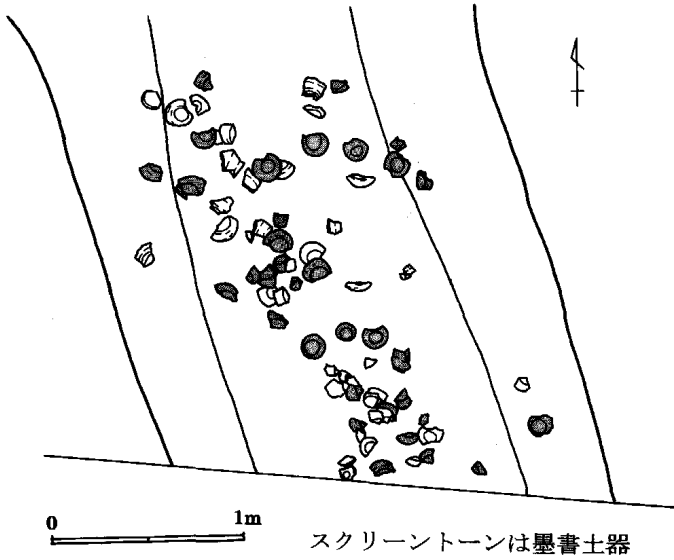
③文字・記号以外の墨付着―転用硯―

転用硯は、文字を記す人物が存在した場の出土品として注目される。

墨書され、かつ硯としても使用されている例は、都城の墨書土器に圧倒的に多い。平城宮出土の墨書土器は転用硯としての利用率が高い。むしろ、硯として土器を使用し、その周辺における副次的な所産として墨書行為をとらえ得る。つまり、大量の官人層出現とその文書行政を背景に、土器が硯として転用される必要性が大幅に出現し、習書をはじめとした手なぐさみの絵や筆ならしの機会が増え、結果的に今日墨書土器として残るに至ったのだらう。⁽⁵⁴⁾

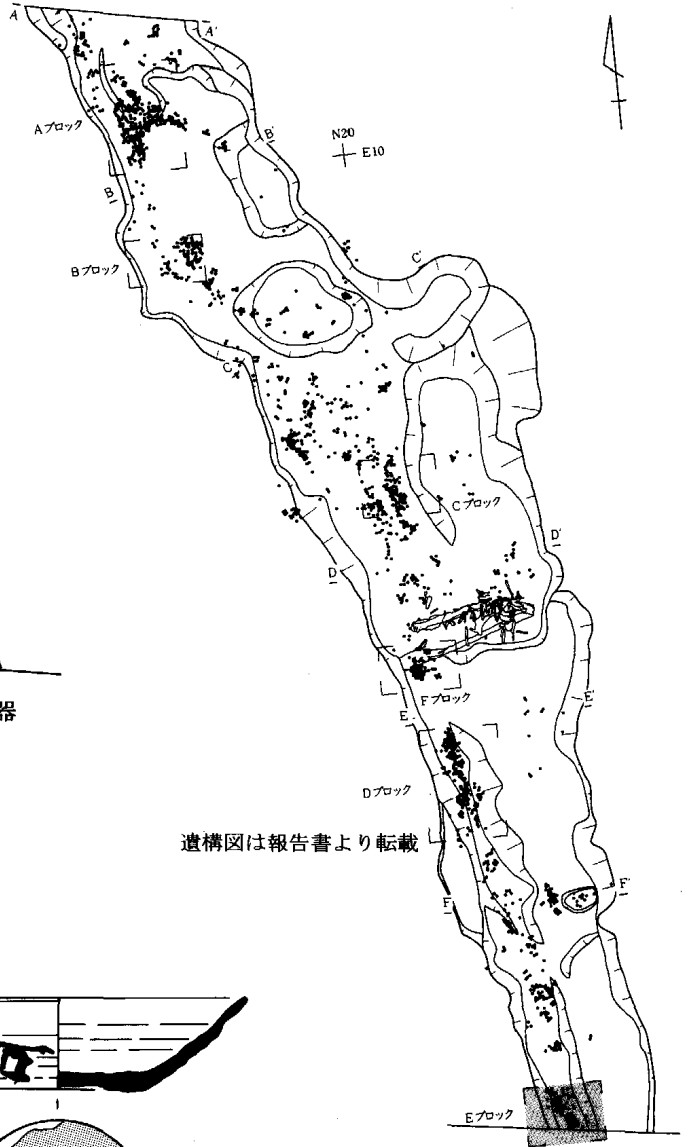
一方、地方出土の転用硯は、都城と同理論で捉えられない。なぜなら地方官衙や寺院の中心とは到底考えられない場から転用硯が出土する場合があるからである。例えば大量の墨書土器を溝内に一括投棄しているような遺跡がそうである。それらは一概に転用硯と言ってもその形状が異なる。最大の違いは磨り痕跡の有無である。ここでの磨り痕跡とは、土器を硯面として利用したときにできる摩耗面で、墨が付着し、指で触れると土器面がつるつるになっている状態のことを言う。

河川流路跡 土器出土状況

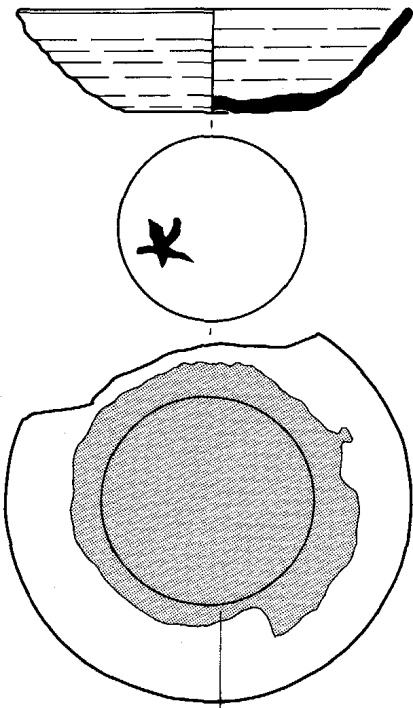


スクリーントーンは墨書土器

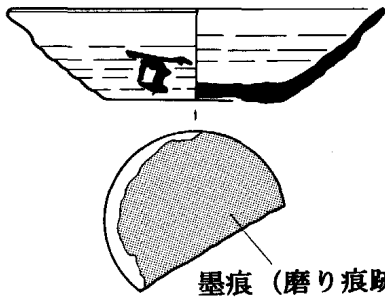
Eブロック微細図



遺構図は報告書より転載



墨痕 (磨り痕跡無)



墨痕 (磨り痕跡無)

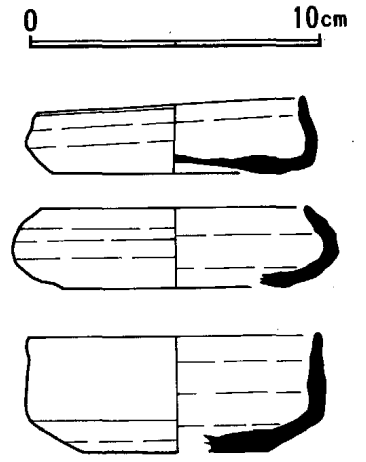
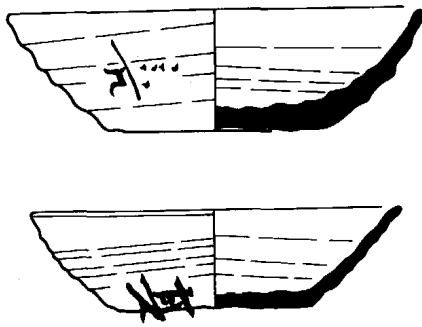


図6 上吉田遺跡出土の転用硯、変形土器、焼台

地方官衙遺跡周辺において出土する転用硯には、磨り痕跡が認められる場合が圧倒的である。また、石川県浄水寺跡の墨書のある転用硯のように、磨り痕跡が顕著なものが多量に出土する様相については、写経をはじめとして寺院活動にともなうものと評価できよう。むしろ特筆すべきは先述した上吉田遺跡のような祭祀的墨書土器を溝から大量に出土する遺跡の場合で、ほぼ必ずと言って良いほど転用硯が共伴して出土するが、その墨付着面には磨り痕跡は殆ど認められない(図6)。硯というよりむしろ、パレット(墨溜め)とでも言うべきものである。例えば杯底部を硯として利用する場合でも、敢えて硯面として選択しなくても良いような糸きり痕跡のある面を使用している場合も多い。

こうした墨書のある転用硯は、大量の土器に文字を書く際に使用した硯ではなからうか。⁽⁵⁵⁾ 祭祀的な文字を記すための硯は以後使用できなくなる為、土器を転用して使用する必要があったのだろう。大量の墨書土器と一括投棄されていることこそ意味がある。また、故意に糸きりのある底部が硯(パレット)として使用されるのは、墨書時の設置状態などが影響している可能性もあろう。こうしたものに共伴する墨書土器と同じ文字が記されている場合もよくみられる。

文具と墨書土器の共伴関係は書き手の問題を探る上で重要な視点である。遺跡内で円面硯・風字硯等がどのくらい出土するのかを合わせ検討すべきである。

④ 小結

以上、墨書土器上にみえる付着物について、現段階では次のようにまとめておきたい。

油煙付着……灯明皿か。都城より地方出土品に非常に多い。墨書無しの灯明皿と共伴する傾向がある。

煤付着……油煙付着品と同じような出土傾向がある。土器上の特徴としては灯明皿としての痕跡とは異なる。

漆付着……工房などの周辺に出土。都城に見られるものは貢納物容器としての動きがうかがえる。

なお、油煙、煤、漆などの付着物の確定や、その他白色状物質や青銅色の付着物等の物質解明においては、近年発達の

著しい科学的な分析・検討が希求される。

(3) 土器の使用状況

器表面の摩耗状態・使用状況の観察は、墨書土器の使用形態の解明のみならず、土器の消費遺跡への搬入経路の問題も含めて重要な視点である。土器の残存率から判明する事実を、以下述べていきたい。

① 使用痕跡の有無

ここでは、未使用と判断できる墨書土器の例を抽出し、その出土状況等の所見を加味しつつ考えてみたい。なお、未使用の土器は、次のような状況が観察できる場合と考える。遺跡内の土器群の中で、土器表面に付着物・磨り痕跡等が認められず、その残存率をみると完形品あるいは完形状態を復元することが簡単な状態である(図7)。供給窯の資料が判明している場合には、それらも基準にして表面観察を合わせて行うこととする。

ただし、こうした使用痕観察は、遺物の残存状態は土壤等の様々な条件に影響され、胎土も異なるものを同レベルで論じて良いか否か等の問題があり、その方法論は確立されていない。しかし、敢えて墨書土器の使用痕跡の問題に触れてみたいと思うのは、資料を実見すると明らかに未使用と考えられる墨書土器が存在し、その機能・意味を考える上で欠かせない特徴と考えられるからである。

伊場遺跡の「(主)」（記号か）墨書土器は、未使用の状態が観察できる好例である(図8)⁽⁵⁶⁾。かつて拙稿で、祭祀的な要素を持つと指摘した墨書土器群である。計四十点出土し、そのほとんどが完形品もしくはそれに近い状態である。器種は特有の陶器杯⁽⁵⁷⁾で、文字は記号としての意味合いを強く有する⁽⁵⁸⁾。土器の内外面共に摩耗しておらず、全く汚れの無い外観を呈している。その出土状況から一括廃棄した様子がかがわれ、胎土・形態から一見して遺跡内において特徴的な土器群

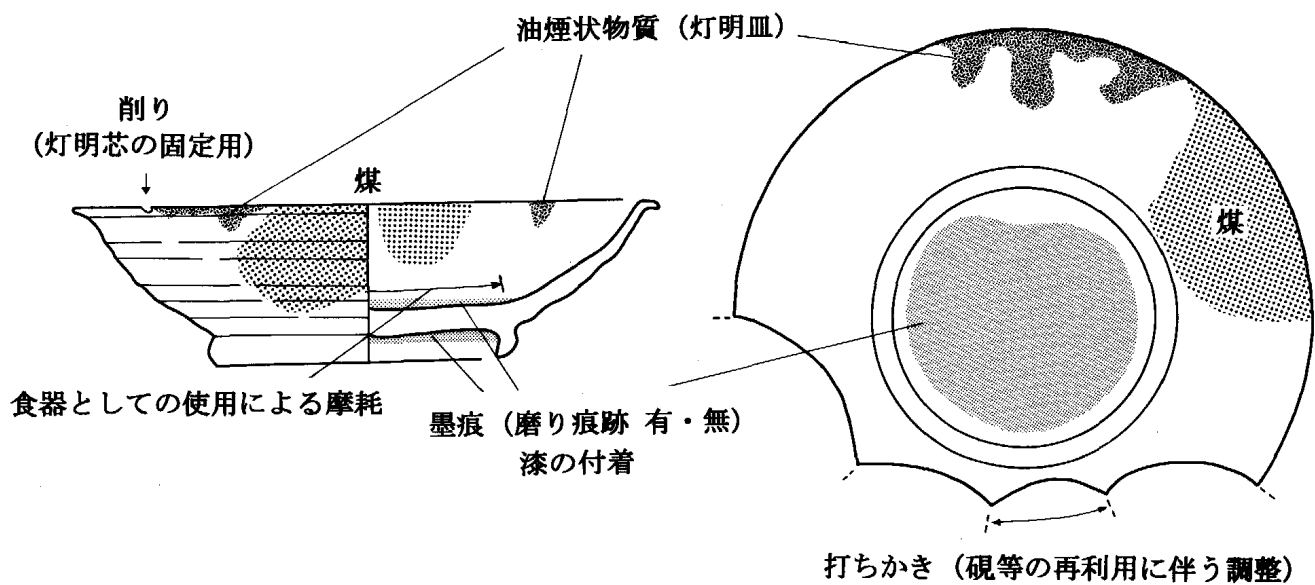


図7 土器にみえる様々な使用痕跡 (概念図)

こうした痕跡のないものが、未使用の土器である可能性大。

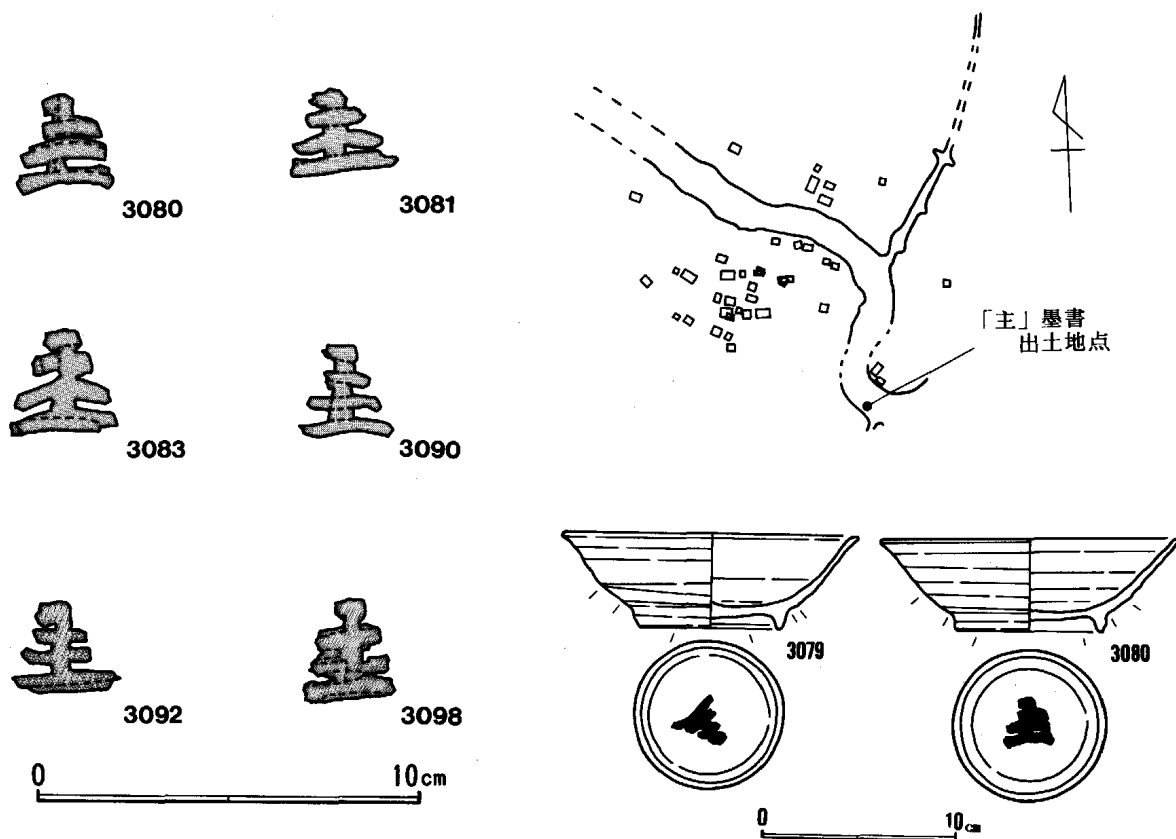


図8 伊場遺跡出土の「(主)」墨書土器

である。

上吉田遺跡の墨書土器も、六九二点程の墨書土器に使用痕跡が認められない点、顕著な特徴とされている。⁽⁵⁹⁾ 溝内に一括投棄された土器群は、わずかに灯明皿として使用されたものや墨・漆の付着するもの以外は器表面が粗くかつ完形に近い形で残存するものが多い。内黒土師器へ墨書されているものも黒色処理された内面は現在も黒光りし、てかてかで、どうみても使用されたと考えられない。

先に述べた余り田遺跡では、九世紀後半代の墨書土器が一三〇点出土しているが、⁽⁶⁰⁾ それらの土師質土器群は完形品に近く煤痕跡は顕著だが食器としての使用痕がほとんどない。出土状況や時期等が類似する同県下の昌明寺遺跡の墨書土器の形態と比較すると歴然とした違いが見られる。余り田遺跡の方は、完形品に近く(五四点、全体の42%)、底部のみを残して打ちかきを受けたもの以外はその器種復元が容易なものばかりである。灯明皿に使用されたものも多く、墨書土器中の三四点、26%を占める。一方、昌明寺遺跡の墨書土器は、ほとんどが破片資料である。⁽⁶¹⁾ 器種の形態復元が可能なものは殆ど無く、70%以上が破片資料で、かろうじて墨書部位を確認できる程度の大きさである。油煙付着品が僅かに七点確認される程度にとどまり、完形に近いものは二点(1%)である。

こうした土器の形態差は、遺跡の性格とそれにもなう墨書土器の使用方法(目的)の違いを反映していよう。余り田遺跡は祭祀的な性格の場と考えられている。⁽⁶²⁾ 土器もその為に搬入されたため使い込まれておらず、器表面には食器としての使用時に起こる摩耗は無い。しかし、灯明皿として使用したり煤痕跡が顕著であったりと、通常の食器としての利用を仮定した場合に考えられない使用痕跡が見られる。一方、昌明寺遺跡は、遺跡の東に位置する台地状の土地に集落の存在が予想され、その地点と比較すると墨書土器の出土する場所は標高が低く、集落内で使用されたものが長期にわたって廃棄されていた様子がうかがえる。

なお、土器の使用痕跡を考える上で、注目すべき文献史料がある。常陸国風土記那珂郡茨城里条である。⁽⁶³⁾

古老曰 有_レ兄妹二人_一 兄名努賀毘古 妹名努賀毘咩 時妹在_レ室 有_レ人 不_レ知_二姓名_一 常就求婚 夜来昼去 遂成_二夫婦_一 一夕懷妊 至_レ可_レ産月_一 終生_二小蛇_一 明若_レ無_レ言 聞與_レ母語 於是 母伯驚奇 心挾_二神子_一 即盛_二淨杯_一 設_レ壇安置 一夜之間 已滿_二杯中_一 更易_レ盃而置之 亦滿_二盃内_一 如_レ此三四 不_レ敢_レ用_レ器 (下略・線部筆者)

この史料において注目されるところは、神である小蛇を安置したのが「淨杯」であったことである。神に関する土器は清められた器であらねばならなかった。墨書土器の使用状況を探る上で注目される史料と言える。

②完形品とその割合

先に述べたように、墨書土器の使用状況とその完形品率は密接に関連する。上吉田遺跡の例はその顕著な例である。また、伊場遺跡の「(主)」墨書土器や城山遺跡の打ちかき痕跡のない「太」墨書土器、余り田遺跡の墨書土器も完形品率が高い。

大溝に墨書土器が大量廃棄されるような遺跡では、出土土器の完形品率が高いことが全国的にうかがえる。繰言になるがその背景として、土器の搬入経路を考える必要がある。こうした遺跡は土器生産地から至近距離であることが注目される。本稿で触れた遺跡で言えば、地域的に須恵器主体の遺跡では、上吉田遺跡は九世紀東北最大窯である大戸窯の製品が圧倒的であるが、距離的に近接し、かつ水運を利用して土器搬入もたやすい。同様に伊場・城山遺跡は、浜名湖を媒介にして、その周辺窯から土器が供給されていた。土師器(土師質土器)主体の南九州に位置する余り田遺跡でも、近接する高岡町において同時期の土師器焼成遺構が検出され、やはり距離的に土器生産地と近い。みな共通して、水・陸路を通じて搬入経路が整っている点が挙げられる。

更なる推論を進めると、文字を記すことができ、こうした供給元に発注できる存在を考えると、地方官人層の存在がこうした遺跡の背景として浮上してくるのではないだろうか。特に、生産体制および地域の交易をめぐる郡司クラスの間

与は多かつたと考えられ、豊かな土器供給力を背景に、墨書土器を大量に使用する祭祀を執行していたと考えられる。土器も、それゆえ在地産のものを使用することが可能かつ重要だったのであろう。ただし、こうした場では墨書土器の上に見える文字が、稚拙で訓練を經ていないものもあることから、書き手として様々な人々が集ったことがわかる。在地に根差した支配形態を必要とされた郡司層の性格を反映しているのではなからうか。

古代の墨書土器は、溝出土のものが圧倒的数量を誇る。その出土状況と年代観を問にくいことが弱点ではあるが、その出土傾向を積極的に解釈し、その性格付けをすべきである。

③ 食器以外の土器への墨書例

土器の供給ルートを巡って、注目しておきたいのは変形した器への墨書例である(図7)。

それらの土器は完形に近く、使用痕跡が見られないことを共通の特徴とする。土器製作段階で、ある程度の器形のひずみが出ることは当然あるが、そうした変形度とは全く異なる器形を呈し、互いに重ねあわせることが不可能な段階のもの⁽⁶⁵⁾ある。

このように食器としての機能を果たし得ない土器への墨書は、少なくとも所管名墨書土器として位置づけることは不可能である。須恵器に関して言えば、食器として使用せず短時間で廃棄することを窯側が了解しているため、結果的に消費遺跡に出現するのであろう。変形土器への墨書が見られる遺跡では、墨書のないものでも変形した土器が多く共伴する。

土器発注段階でその使用目的を注文する側が明らかにし、製作側も了解していた証左となる資料といえよう。先述した上吉田遺跡では、墨書土器と共に五点の須恵器焼台が出土しており、生産地と祈りの場を結びつける資料として注目される。

④ 小結

墨書土器の使用・未使用、完形品率は単独の分析項目というよりも、それぞれ土器の使用状況を考える上での抽出事項とし、相互に関連させながら観察すべきである。それらは結果として、土器の搬入経路の特殊性まで推測できる可能性を有している観察項目であり、同時に、墨書土器の性格とも直結するものである。また、溝から大量に墨書土器が出土する地方の遺跡例を掲げ、こうした場合へ関与した層として、郡司クラス（地域において文字を書くことができ、かつ大量の土器を調達することが可能な層）を想定した。

墨書土器は、時代の推移と共に量的に増加する傾向が見受けられるが、その背景を探る時、文字に対する意識の変化ばかりでなく、地域における生産体制の確立及び流通システムの整備といった供給側の観点から見直すことも必要であろう。

三、まとめ

以上、様々な墨書土器に関する特徴を述べてみた。遺物としての墨書土器の諸特徴は、別々に論じるのでは不十分で、総合的な検討があつてはじめて有効な分析視点となる。本稿では紙面の都合上、統計的な検討やそのデータを提示するには至らなかった。しかし、遺跡の性格や地域的な差によって、個々の特徴がみられる割合が異なることは確実視される。少なくとも、検討してきた様々な形態的な特徴からすると、墨書土器が八世紀と九世紀の間において大きく変化するようである。言いかえれば、奈良時代と平安時代の墨書土器の違いとしても良いだろう。その背景として、九世紀以降に文字と土器を使用した祭祀形態が出現したことが想定される。打ちかき痕跡や油煙・煤等の付着物が大量に見られるようになるのはこの頃からである。

しかし、墨書土器の形態的検討のみでは、それを打ちかくのか、灯明皿として使用するのかという違いは明らかにし得

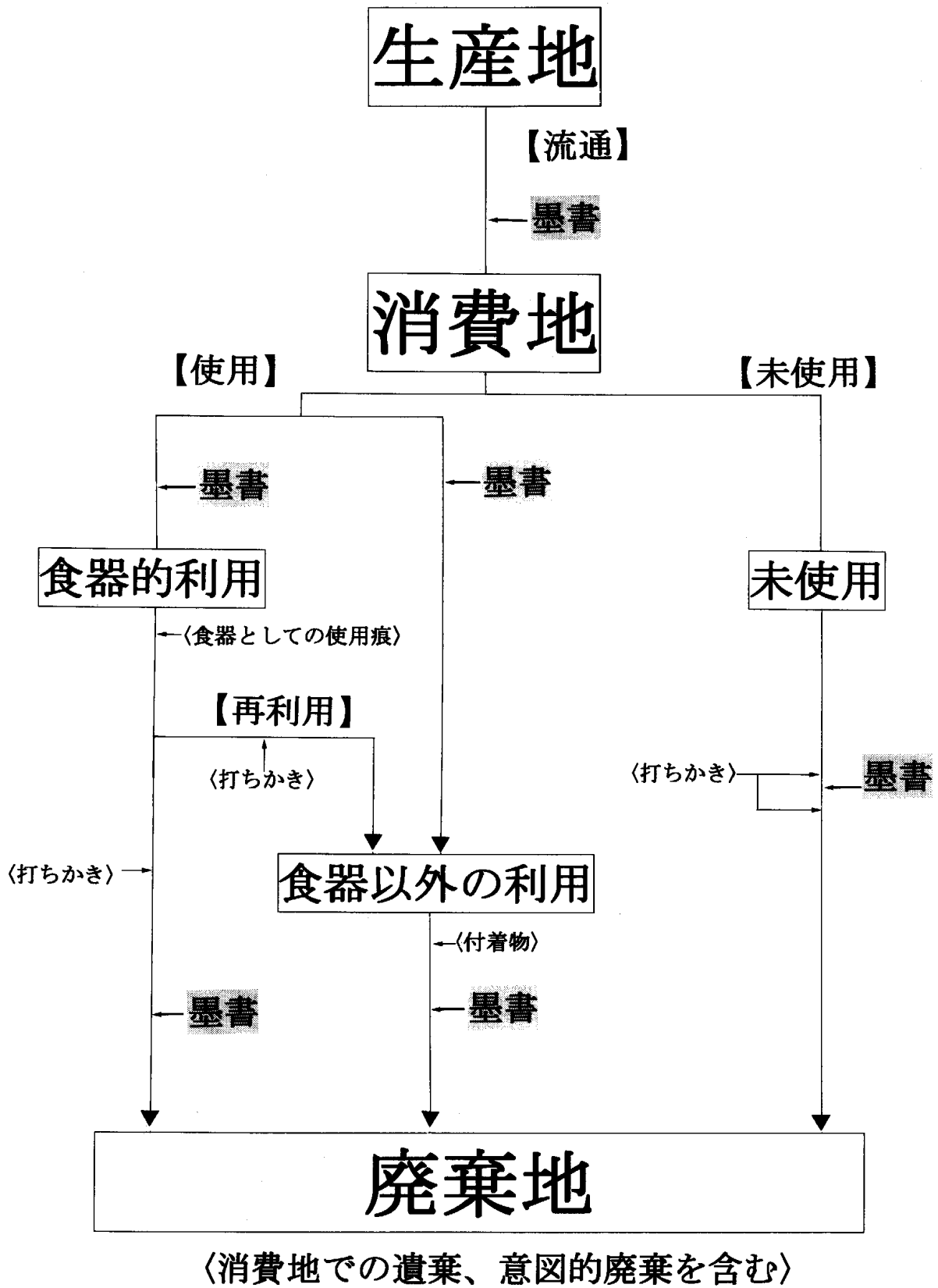


図9 土器の消費サイクルにおける墨書行為の位置

るが、その実態そのものの復元は難しい。少なくとも土器の形態の見地からすれば、墨書の意味は各遺跡ごとに異なることから、先入観を持たずに個々の遺跡で検討する作業が最重要と言えるだろう。

本稿で取り上げた事例は、基本的に墨書と土器上の特徴が関連付けられ解釈できるものである。しかし、すべて土器の形態的特徴と墨書内容がリンクする訳ではない。また、墨書はあくまで大量に出土する土器群の一部である。よって、そこに文字が見られるという事実についての位置づけを常に行い、かつ文字の内容からも土器の使用方法に迫ることのできる可能性を模索していきたい。本稿で述べた様々な土器上の特徴は、墨書の無いものにも見られる傾向が有り、こうしたものに対しての使用方法もこうした分析から明らかになろう。

現在我々の目に触れる墨書土器には、人為的・自然発生的なものも含め、様々な痕跡が重層的に蓄積されている。例えば、愛知県岡崎市矢作川河床遺跡の墨書土器には、かえりのある須恵器杯（六世紀代）に「山城国」の墨書が見られるものがある。⁽⁶⁶⁾ 山城国は、山背国からの改名時期が史料の上で確認され、墨書の時点と土器編年が合わない。こうした土器そのものの年代観と墨書時の隔たりに関しては、現在の研究ではほとんど考慮されていない。無論、こうした問題については地域・遺跡内の土器編年の中に墨書土器を位置付けることが基本的作業となるが、本稿の成果も含め（図9）のようなフロッチャートの中にそれぞれの墨書土器を当てはめ、その時間的空間の中で捉え直していく作業が、その解決の手がかかりになると思われる。⁽⁶⁷⁾ このようにして、土器の消費サイクルの中に墨書行為を位置付け、墨書土器を「土器」資料として検討すべきである。

全国で出土する墨書土器の量は膨大なものにのぼる。九世紀代の様相からは、もはや特殊な遺物ではなく、生活資料の域に突入した観もある。そうした文字資料を有効な資料とする為にも、十分な考古学的検討が必要とされている。

おわりに

墨書土器の意味を的確に捉える為の作業として、遺跡の性格、出土状況や共伴遺物の性格の検討が必要である。これらの検討については本稿で詳しく触れることはできなかった。また、それぞれの分析項目に立脚した統計的な論証に関しては、別稿を期したいと考えている。

(付記)

脱稿後、川畑誠「須恵器貯蔵具の消費痕跡試論」柿田祐司「使用痕跡から見た須恵器貯蔵具の使用形態について」(共に『北陸古代土器研究』第8号、一九九九、四)に触れる機会を得た。本稿がテーマにする器種とは異なるものの使用痕跡論であるが、その視点に注目すべき点が多い。是非参照されたい。

〔謝辞〕

本稿作成にあたり、指導教授である吉田恵二先生にご指導を頂きました。また、以下の方々に本文執筆及び資料見学において多大なご助力を頂戴しました。記して感謝の意にかえさせて頂きます。(五十音順・敬称略)

荒井秀規 荒木隆 石田明夫 氏家浩子 小野忍 金田明大 川越俊一 垣内光次郎 北野博司 川江秀孝 近藤真
佐夫 坂井秀弥 佐藤和彦 佐藤庄一 佐藤信 清水みき 白石太一郎 白鳥良一 関和彦 千田嘉博 柴田博子
高島英之 鷹野光行 田熊清彦 玉田芳英 千葉孝弥 中野和浩 西住欣一郎 西間木薫 野間重孝 初山孝行 林
部均 東憲章 平川南 古瀬奈津子 三上喜孝 望月薫 八木勝行 山中章 渡辺一

注

- (1) 肉眼では確認することができ、赤外線カメラを通すと文字・記号が消える例が近年認められる。こうしたものは絵画塗料等と考えられ、その出現してくる背景は興味深い。しかし、現段階では理化学的分析も進んでおらず、墨との区別や漆とされるものも判定しがたい。よって、ここでは墨書土器に含める。
- (2) 線刻土器は、焼成後の土器に釘などで、また刻書・刻印土器は、焼成前土器に篋や印などで文字・記号を刻んだものを指す。これらを広義の墨書土器として扱う研究も見られるが、本来区別して検討すべき資料であるから本稿では墨書土器の中に含めない。
- (3) 本来は転用硯と言ふ表現は適切でなく、「杯などの土器を硯に転用したもの」とすべきであるが、煩雑であるので転用硯の表現を使用する。
- (4) 以下の文献を主に参考にした。
 浜松市教育委員会『伊場遺跡遺物編2』一九八一、三
 清水みき「墨書土器の機能について―都城（長岡京）の墨書土器を中心に―」『向日市文化資料館研究紀要』第2号、一九八七、三
 平川南「地下から発見された文字」『新版古代の日本⑩古代資料研究の方法』角川書店、一九九三、七
- (5) 文字のみからによる検討が問題を孕んでいることは、既に指摘されている（高島氏一九九四）。

- 高島英之「古代東国の村落と文字」『古代東国の民衆と社会 古代王権と交流2』名著出版、一九九四、五
- (6) 報告書等で、観察項目等で挙げられた例はあるが、その判断基準は曖昧で、打ちかきとは実際判断しかねるものもある。そこで、現段階で打ちかきと判断できるものをまづ抽出することを第一の目的とする。
- (7) 墨書土器の打ちかきに関しては、石器製作のような決まった割り方は見られないため、こうした形態面の相似から抽出していく方法をとることにする。
- (8) 山形県教育委員会『山形県埋蔵文化財調査報告書 第一一七集 生石2遺跡発掘調査報告書(3)』一九八七、三
- (9) 第26回古代城柵官衙検討会では、こうした従来の解釈と共に、官人層居宅としての可能性も提出された。
- (10) 「#墨書土器は、赤外線テレビによる確認作業により、報告より少なくとも三点増加することが判明している。」
 拙稿「文字資料の再検討」『古代出羽関連文字資料集稿』一九九九、三
- (11) 打ちかきの率に関して若干述べておく。本遺跡の墨書土器の打ちかき率は、報告担当者の見解と本稿で確認しているものとは異なる。報告書では、破片資料から完形品に近いものまで様々で、その判定基準や打ちかきの定義等も示されておらず、また同様の形状を伴う刻書土器に関しては打ちかきと報告されていない。よって、本稿では、他遺跡と同じ観点で打ちかきと判断できるものを算出した。た

だし、「#」墨書土器は破片資料が多く、それ以上接合しない事実から打ちかきされている可能性はあろうが、これについては次の段階の検討課題としたい。

(12) 現在でも海女の魔除け記号として使われている記号で、九字の省略形と考えられている。なお、墨書土器に記されたその意味を、平川氏が指摘している。

平川南「墨書土器とその字形―古代村落における文字の実相―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二五集、一九九一、十一

(13) 関和彦「×」の世界浮かび上がる「あや」の言葉「山陰中央新報」一九九八、十二月十日夕刊

関氏は、柳田邦夫の説を引用しながら「×」記号を魔よけの記号と考える。一般的には、「×」等のヘラ記号土器はその意味を窯記号とされるものであるが、他の消費遺跡でも打ちかきされている場合が多い。消費側から土器発注の段階で、祭祀的な用途を想定し、生産側に「×」刻書土器を注文していた可能性もある。

(14) 石川県立埋蔵文化財センター『浄水寺跡掘調査報告書 第1分冊―浄水寺墨書資料集』一九九〇、二

(15) 可美村教育委員会『静岡県浜名郡可美村 城山遺跡調査報告書』一九八一、三

(16) なお、土器の形態に関しては以前拙稿でも指摘したことがある。

拙稿「墨書土器からみた郡家遺跡―その成立、展開と変容

―」『史学研究集録』第二三号、国学院大学大学院日本史学専攻大学院会、一九九八、三

(17) 平川氏の検討によれば、東日本の20遺跡で使用されている文字で、5遺跡以上共通する文字として、万・大・上・加・十・井・人・寺・生・丈・千・吉・田・本・家・西・得・仁・真・下・主・南・天・子・安・富・山・成・豊・繼の30種であるという。これらは、東国のみならず、全国的に見られる文字と言って良い。

前掲(8)平川氏論文

(18) 人面墨書土器は、都城・国府周辺で出土するものは、土器の中に病因となる気を吹き込み、河川に流す(祓い)ことがその使用形態と考えられている。

(19) 官衙遺跡周辺では、土器の所属を明記するために文字が書かれたと推定される。それらについて所管名墨書土器と表現する。これは、津野氏の用語を借りるものである。津野仁「地方官衙出土の墨書土器」『古代』第89号、一九八九、三

(20) 藤枝市教育委員会『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書Ⅲ 奈良・平安時代編 志太郡衙跡(御子ヶ谷・秋合)遺跡』一九八一、三

(21) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四、二

(22) この墨書部位は、食器としての使用形態の根拠の一つになると考えられる。

- (23) 津野前掲(19) 文献
- (24) 御子ヶ谷遺跡に隣接した秋合遺跡からも、「志大領」「志太少領」等の墨書土器が出土している。刑部郷の略と考えられる「刑」墨書土器は打ちかきされている。
- (25) 人々が共通の目的のもと共用した土器はその場で破碎する、という民俗事例があるようである。
- (26) 平川南「郡府木簡論」『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九七
- (27) 遺跡の立地形態として、それぞれの遺跡が官道に接していることも、土器の移動が見られる重要な要素であろう。
- (28) 静岡県『静岡県史 資料編3 考古3』一九九二、三
- (29) 主要供給窯は、両遺跡ともに助宗窯である。御子ヶ谷遺跡の成立時期は八世紀後半と考えられ、その時期に「益厨」墨書土器がみられる。
- (30) 和島村教育委員会『和島村文化財調査報告書 第2集 八幡林遺跡』一九九三、三
- 『和島村文化財調査報告書 第3集 八幡林遺跡』一九九四、三
- (31) 栃木県教育委員会『下野国府跡VII (本文) 木簡・漆紙 文書調査報告』一九八七、三
- (32) 平川南「厨」墨書土器論』『山梨県史研究』創刊号、一九九三、三
- (33) 静岡県下の郡家関連遺跡から出土する墨書土器は、交通路に沿って移動することを地域的に捉えることができ

- る。これは他の地域にはこれほど顕著にみとめることはできない。また、当地域においていわゆる所管名墨書土器とされるものについて打ちかきが認められる率が高いことは、それぞれの遺跡の有機的な関係が背景にあると考えられる。
- (34) 都城出土の所管名墨書土器に関する参考文献を挙げておく。
- 清水みき「墨書土器の機能について―都城(長岡京)の墨書土器を中心に―」『向日市文化資料館研究紀要』第2号、一九八七、三、「食料供給官司名を記す墨書土器に関する一考察」『京都考古』第59号、一九九一、四
- 山中章・清水みき「長岡京の墨書土器」『月間文化財』11号、一九九三、一一
- (35) 山中章「古代都城の線刻土器・記号墨書土器」『古代文化』41号、一九八九、一一
- (36) 清水みき「長岡京の宮外官衙と初期平安京」『古代文化』49号、一九九七、一一
- (37) 山口英男「官衙遺跡出土の墨書土器」『藤沢市史研究』第24号、一九九一、三
- (38) 佐原真「食器における共用器・銘名器・属人器」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論集、一九八三、三
- (39) 平川南「古代人の死と墨書土器」『国立歴史民俗博物館研究報告』第69集、一九九四、三

例えば千葉県周辺で出土する多文字の墨書土器の人名が祭祀目的で記されたものであることは明らかであるし、また伊場遺跡出土の「海部屎子女形」墨書土器は、人面が描かれた明らかな祭祀用途品である。また、伊場遺跡の「稻麻呂」墨書土器は、打ちかきされ、遺跡内の人名墨書土器の中で特殊なものである。墨書の上からも独特のマークを持ち、その意味付けは属人器として良いかは問題がある。

- (40) 平塚市遺跡調査会『四之宮下郷』本文、一九八四、三
- (41) 土器を打ちかき転用硯として使用する例は各地で見られる。古代において、ものの再利用が盛んに行われていたことを物語る。こうした時代の性格の中で、未使用の土器を大量に使用する行為の意味付けが必要になろう。

- (42) 鹿児島県竹牟礼遺跡出土の墨書土器には紡錘車として転用された可能性の指摘されているものもある。この場合は墨書に打ちかきに関連するとして良いかもしれない。

鹿児島県教育委員会『鹿児島県埋蔵文化財センター発掘調査報告書(5) 竹牟礼遺跡』一九九三、三

- (43) 小破片で出土しながら、最終的には完形に近いかたちで復元することが可能な墨書土器は、こうした例の可能性があろう。

- (44) 中世以後、さらに墨書土器に関する打ちかき行為は顕著になるようだ。また、陶磁器などの優品が共に打ちかきされている場合もある。かわらけとの系譜も含め、今後の課題である。

- (45) 油煙と表現するものについては、実際の物質はわからない。しかし、明らかに煤状の付着物とは異なるものとして確認している。

- (46) 藤沢市教育委員会『南鍛冶山遺跡発掘調査報告書』一九九七、三

- (47) 熊本県教育委員会『熊本県文化財調査報告第63集 上 鶴頭遺跡』一九八三、三

- (48) 官衙遺跡内からの出土ということで、饗宴等の場に使われたとも考えられるが、文字そのものが記号的なものもみられ、かつ「生」等は集落遺跡をはじめとして全国的に出土する文字であるから、その意味付けには注意が必要であらう。

- (49) 福島県教育委員会『福島県文化財調査報告書第241集 東北横断自動車道遺跡調査報告9 船ヶ森遺跡 上吉田遺跡』一九九〇、一一
- なお、実見したところ、灯明皿の点数は報告書より増加し、計八点になると思われる。

- (50) 上吉田遺跡に隣接する矢玉遺跡からは、木簡と共に700点以上の墨書土器が出土している。その出土の様相は上吉田遺跡と類似しているが、文字内容は「足」「西足」等が多く、上吉田遺跡のそれとは異なっている。

- (51) 内黒土師器の内面黒色処理の時にできる痕跡は、この場合除く。

- (52) 宮崎県教育委員会『余り田遺跡』一九九〇、三

- (53) 玉田芳英「漆附着土器の研究」『奈良国立文化財研究所 40周年記念論集 文化財論叢Ⅱ』一九九四、二
- (54) なお、習書については文字資料全般を検討した次の文献を参照した。
- 佐藤信「第8章 習書と落書」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七、四
- (55) これについては、文字を記す層が、円面硯や風字硯を有する人物ではなかったとの解釈も可能性としてはある。
- (56) 前掲文献(13)参照
- (57) 当地域に見られる陶器とは、一般に想像される陶器とは異なり、胎土もあまり良好ではなく、むしろ須恵器の方が強度の上では優れているような性質のものである。
- (58) 「主」文字は、全国的に様々な性格の遺跡において墨書・刻書土器上に見られる。その多くは「主」という文字より、記号化している。「#(ドーマン記号)」のように、その意味については文字として捉えない方が良くかもしれない。
- (59) 前掲(29)文献参照
- (60) 柴田博子・中野和浩・東憲章「日向国出土の墨書土器」『宮崎県史 通史編 古代2』一九九八、三
- (61) えびの市教育委員会「昌明寺遺跡概報」一九九七、三
- (62) 前掲(64)文献参照
- (63) 日本古典文学大系『風土記』岩波書店
- (64) 報告書において、胎土分析の報告があり、そのほとん

どが大戸窯の土器とされている。

- (65) あるいは、明らかに指で口縁部を摘まんだような痕跡の認められるものもある。故意に製作された場合も可能性としてあるのではないだろうか。

- (66) 荒木敏夫「矢作川河床遺跡採集の墨書土器」『岡崎市史研究』第5号、一九八三、三

- (67) こうした図はあくまでも現段階で想定可能な墨書土器の動きである。検討資料を更に増やすことによって、その多様な動態を明らかにしていきたい。

(お茶の水女子大学文教育学部史学科第43回卒業 国学院大学大学院文学研究科日本史学専攻後期博士課程)